

二本松市・安達町・岩代町・東和町

二本松・東北達地方 新市建設計画

二本松・東北達地方合併協議会

平成28年3月変更 二本松市



第1章 はじめに

1 合併の必要性	1
(1) 社会情勢面からみた合併の必要性	1
(2) 4市町間の地域特性面からみた合併の必要性	2
2 計画の策定方針	4
(1) 計画の趣旨	4
(2) 計画の構成	4
(3) 計画の期間	4
(4) 計画策定にあたっての留意事項	4

第2章 新市の概況と課題

1 新市の概況	5
(1) 位置と地勢	5
(2) 人口・世帯数の推移	6
(3) 産業別人口	7
(4) 土地利用	7
(5) 道路・交通体系	8
2 新市の課題及び地域特性	9
(1) 新市として解決すべき課題	9
(2) 新市として活用すべき地域特性	9

第3章 主要指標の見通し

1 人口・世帯数	11
2 就業構造	13

第4章 新市建設計画の基本方針

1 新市まちづくりの基本方向	15
(1) 新しいまちづくりに対する住民ニーズ	17

(2) 現行の総合計画にみる4市町のまちづくりの方向性.....	17
(3) 新市としてめざすべきまちづくりの基本方向	19
2 新市の将来像	20
(1) 新市の基本理念.....	20
(2) 新市の将来都市像.....	21
3 将来像実現のための基本目標と施策の体系	22
(1) 将来像実現のための7つの基本目標.....	22
(2) 施策の体系	26
4 新しいまちづくりを牽引する重点プロジェクト	27
(1) 重点プロジェクトの選定	27
(2) 重点プロジェクトの推進	28
5 土地利用の方向	29
(1) 土地利用の基本目標.....	29
(2) ゾーン別土地利用の方向	30

第5章 新市の施策

1 安心・安全・快適なまちづくり	35
(1) 市街地の整備と周辺地域の活性化.....	35
(2) 道路・鉄道・バス等交通網の整備.....	35
(3) 情報通信基盤の整備	36
(4) 防災・消防・救急・住宅対策の充実.....	37
2 緑に包まれた自然と共生のまちづくり	39
(1) 公園・緑地・水辺の整備	39
(2) 環境保全活動の推進と景観形成	39
(3) 上・下水道の整備	40
(4) 環境衛生とりサイクル対策の充実	41
3 いきいきすこやか健康福祉のまちづくり	42
(1) 地域福祉の推進と保健・医療活動の充実	42
(2) 高齢者福祉の推進	43
(3) 児童福祉・子育て支援対策の推進	44
(4) 障害者福祉の推進	45
4 個性豊かな人と文化を育むまちづくり	46

(1) 生涯学習、文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動の充実	46
(2) 学校教育の充実.....	47
5 歴史・伝統と地域の資源を生かした観光・交流のまちづくり	49
(1) 歴史遺産や文化財の保存・活用	49
(2) 国際交流・地域間交流活動の推進.....	49
(3) 観光・交流の推進.....	50
6 多彩で活力ある産業の育つまちづくり	52
(1) 農林業の振興	52
(2) 商工業の振興	53
(3) 雇用対策の充実.....	54
7 参画と協働のまちづくり	55
(1) コミュニティ活動・NPO活動の推進.....	55
(2) 人権の尊重	55
(3) 男女共同参画社会の確立	56
(4) 行財政運営の効率化と情報公開の推進.....	56
8 重点プロジェクトの推進.....	58
(1) 活力ある産業・観光交流のまちづくり	58
(2) 人を育てるすこやかまちづくり	59
(3) みんなで築く協働と自立のまちづくり	60

第6章 県事業の推進

1 福島県の役割	63
2 新市における福島県の事業	64

第7章 公共施設の統合整備

1 統合整備の基本的考え方	67
---------------------	----

第8章 財政計画（普通会計）

1 基本的考え方と推計条件	69
2 財政計画（普通会計）	72

第1章 はじめに

1. 合併の必要性
2. 計画の策定方針

1 合併の必要性

(1) 社会情勢面からみた合併の必要性

① 地方分権の推進に対応する行財政能力の向上のために

地方分権は、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、その創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。その推進は、主体となる地方自治体の権限と責任を大きく拡大することとなり、自治体の自己責任能力の向上が強く求められる時代となっています。このような中、4市町ともに、地方分権を推進していくために行政能力の質的・量的向上が必要となっています。

一方で、国や自治体は財政の著しい悪化により財政構造改革という重い課題を背負っています。特に、今後、地方交付税や国庫補助金の削減、税源移譲を柱とした「三位一体の改革」の推進により、自治体の財政はさらに厳しさを増すと予想され、これまでの行政運営を今後も継続していくことは、非常に困難な状況であるといえます。

このような状況に対応していくためにも、4市町が合併することによって、地方分権時代にふさわしい行政システムの確立を図るとともに、合併によりもたらされる人件費等経常経費の削減効果や国・県からの財政支援などの財政効果を活用しながら行財政の効率化・財政基盤の強化を図り、合併を手段とした「新しいまちづくり」に積極的に取り組んでいく必要があります。

② 少子・高齢化の進行などにより高度化・多様化する行政需要に対応するために

少子・高齢化が進むということは、「税金を負担する人が減り、サービスを受ける人が増える」ということです。4市町とも、今後ますます少子・高齢化が進行すると予測されており、社会保障にかかる財政負担は多大なものになると予測されます。さらに環境対策や都市基盤整備、高度情報基盤整備など、社会潮流の変化に伴い行政需要はますます多様化、高度化していくことが見通されます。これらに適切に対応していくためには、格段の財政基盤の強化、専門的職員の育成・拡充、各種公共施設の効率的な活用と適正配置の推進などの総合的な行財政能力の飛躍的な強化が必要となります。

これらは1市町だけで対応できることではなく、4市町の合併により管理部門職員・業務の削減・効率化を進める一方で住民サービス部門の専門職員・業務の充実を図って住民サービスの維持確保を図る、などの対応が必要となります。

③ 住民の自治能力を高め参画と協働のまちづくりを一層推進するため

住民の行政需要は、ますます多様化・高度化しており、これに対応する行財政能力の強化を図るための手段として、合併の必要性がうたわれていますが、現実には行政サイドの対応だけでは不十分なこととなります。行政で対応できないことは、住民自らの参画と協働と相応の負担によって対応していくという住民サイドの自治意識・能力の強化が、行政サイドの行財政能力の強化と同様に重要なことといえます。

一方で、地方分権の推進に伴い市町村には自己責任・自己決定能力が強く求められてきております。また、国は危機的状況に陥っている財政の立て直しのため国庫補助金や地方交付税等を縮減し、市町村の財政的自立をも求めてきています。

今回の合併問題の検討を通して4市町住民のまちづくり参画意識の一層の高まりに期待するとともに、多様なまちづくり事業に住民の“参画と協働によるまちづくり”を進めるためには、多分野にわたる専門的知識や能力を有する多数の住民の存在が必要であり、合併によって人口規模が大きくなることにより、より多数かつ多分野にわたる住民参画が可能となり、住民の自治能力の強化が図られることが期待されます。

(2) 4市町間の地域特性面からみた合併の必要性

① 4市町はすでに二本松市を中心に一体的な生活圏を形成していること

通勤・通学・買い物・診察（通院）などで4市町は、すでに二本松市を中心とした一体的生活圏を形成しつつあります。今回実施した住民アンケート結果からみても、一部が郡山市や福島市に流出している以外は、全ての分野で二本松市を中心に4市町内の施設が利用されており、4市町の生活圏は一体化していることがわかります。

また、広域行政面では、4市町を含む安達地方1市4町2村で、常備消防や衛生処理、ごみ埋立処分場及び斎場事業等を一体的に行っています。

このように4市町は、住民の日常生活圏として、また行政圏として一体化が進められてきており、合併の条件が整っているといえます。

② 4市町はさまざまな資源を共有しており、自然的かつ歴史的につながりの深い地域にあること

4市町とも、寛永20年（1643）から明治元年（1868）の200余年の間、丹羽光重公が二本松に入部し誕生した丹羽二本松藩10万700石の領内にあったことから、4市町は古くから歴史的なつながりのある地域として、多くの歴史・文化資源を共有しています。

また、4市町は、自然条件的にみても、安達太良山と阿武隈山系の中間に位置し、その中央を流れる阿武隈川水系にあります。自然災害からの安全性を高める一方、水と緑の自然を生かしたうるおいのあるまちづくりを進めるためには各市町単位ではなく、より大きく流域単位、生態系単位で取り組むことが必要であり、4市町は一体となってより大きな視点に立って効果的な対策を図る必要があります。さらに、地方分権時代に対応した地域づくりには、歴史文化、自然資源を共有することによる住民の同質性、一体感が不可欠であり、これを生かして4市町は合併して一体的なまちづくりを進め、新しい時代を切り拓いていく必要があります。

③ 4市町は一つとなって地域活性化を図るべき時期にあること

福島市と郡山市の中間に位置した本地域は、このままでは両都市の間で埋没しきてしまい、地域の活力が停滞あるいは衰退が加速することになります。二本松市においては中心地機能が年々弱まっており、中心商店街の低迷や観光交流客の減少などが続き、他の3町では人口減少や若者の流出が続くなど、4市町はいずれも大きな課題をかかえています。このままでは、すでにみたとおり、4市町ともに財政状況が更に悪化し、新たなまちづくりに支障をきたすこととなります。

地域の特色を生かして、若者も定住する活力と魅力あるまちづくりを進めるためには、いまこそ4市町は合併して人口規模、産業規模、財政規模の拡大を図り、これまでの各市町単位ではできなかった思いきった産業振興施策や他の町に誇れる特色ある事業実施、さらには二本松市を中心とする4市町の一体化を強化する地域システムの再構築等を図る必要があります。

2 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、二本松市・安達町・岩代町・東和町の合併後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定めるものであり、新市の速やかな一体性の確立及び地域特性を生かした均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的としています。

なお、新市の進むべき方向性についてのより詳細かつ具体的な事項については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「新市の将来像」と将来像実現のための「新市の施策」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心として構成しています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成32年度までの15か年とします。

ただし、計画期間が終了となる年度において、施策の実施状況等を検証し、必要があれば再度見直しを行う。

(4) 計画策定にあたっての留意事項

新しいまちづくりの計画策定に必要な住民の意向を把握するため実施した住民意識調査により、4市町の合併で期待することを見ると、「自治体の経費が節減できる」に大きな期待が集まっている一方で、合併で心配することについては、「住民の声が行政に届きにくくなる」、「周辺部が取り残される」ことへの回答が多くなっています。そこで、計画の策定にあたっては、この住民意識調査による結果を大切にし、合併後の新市全域がバランスよく発展することへの配慮や住民の声が届きやすい参画と協働の行政システムの確立等に留意し、新市のイメージを描いていきます。

また、財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意するものとします。

第2章 新市の概況と課題

1. 新市の概況
2. 新市の課題及び地域特性

1 新市の概況

(1) 位置と地勢

新市は、県都福島市と郡山市との間に位置し、市の中心から、国道4号で、福島市、郡山市へともに約30分程の距離にあります。また、国道459号は、国道114号を介して太平洋側の浪江町へと伸びています。

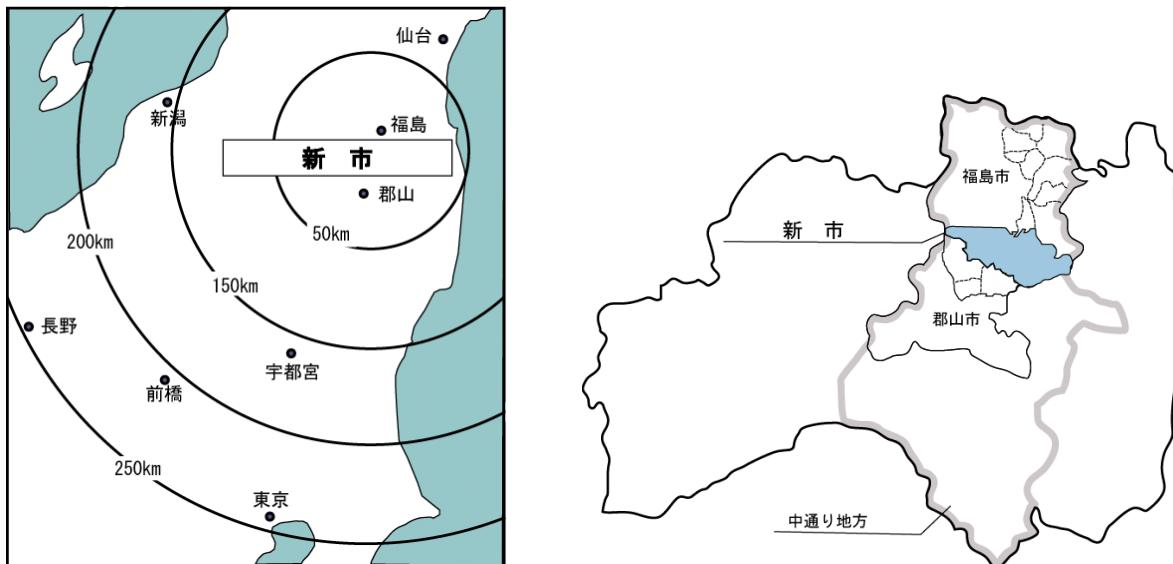
さらに、東北地方の大動脈である東北自動車道へ乗り入れは二本松インターからとなっています。鉄道はJR東北本線が南北に通っており、新市には杉田、二本松、安達の3駅があります。

また、新市の地勢は西部の安達太良山麓、中央部の平坦地、東部の阿武隈地域の3地帯に分類されます。西部の安達太良山麓は、奥羽山系に属する安達太良山(1,700m)の麓に広がる地域で、地質は洪積層で、火山噴出物による土壌が多く、下層はレキ層、表層は腐食質に富んでいます。

中央部の平坦地は、圏域を北流する阿武隈川を中心とする地域で標高は200～300m程度であり、地質は沖積層からなる粘質土壌が多くなっています。

東部の阿武隈地域は、阿武隈山系の北部に位置し、最も高い山は日山(1,057m)であり、全体に丘陵状の起伏の多い地形となっています。土質は、花崗岩を母岩とする砂壤土が主体となっています。

〈新市の位置〉



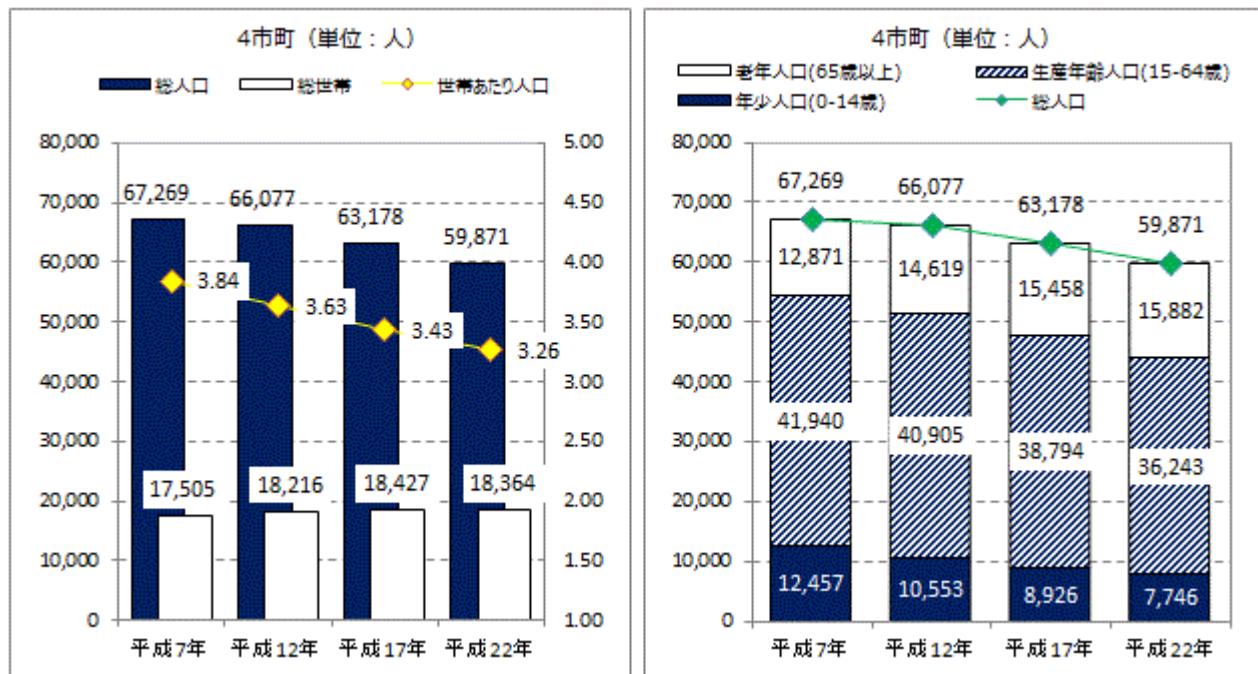
(2) 人口・世帯数の推移

新市を構成する4市町の人口は平成7年以降、減少傾向となっています。また、世帯数は増加傾向を示しています。

対象地域全体で、人口の経年傾向を見ると、区別では年少人口が年平均3.12%の減少、生産年齢人口が0.97%の減少、老人人口が1.41%の増加となっています。さらに、老年化指数を見ると、平成7年は、年少者1人に対して老年者1.0人であったのが、平成22年には2.1人となっており、少子・高齢化が進んでいます。

また、各指標別に見ると、平成22年の時点の人口指標では、生産年齢者1人に対して年少者0.21人、老年者0.44人、この2者を合わせた従属者は0.65人となります。この数値は、県の数値（従属者0.63人）を上回っており、県全体と比べて、生産年齢人口の総人口に占める割合が少ない事がわかります。少子・高齢化に対応した施策の展開が課題です。

〈人口の推移（4市町計）〉

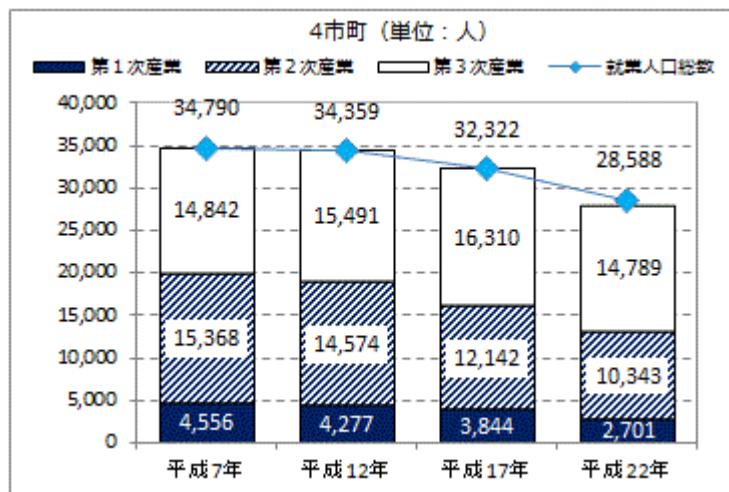


資料：国勢調査

(3) 産業別人口

新市の産業別人口を見ると、平成 22 年の就業人口総数に対する割合は第 1 次産業 9.4%、第 2 次産業 36.2%、第 3 次産業 51.7% となっており、経年変化では、第 1 次産業と第 2 次産業の減少が進んでいることがわかります。

〈産業別人口の推移〉



(4) 土地利用

新市の土地利用は、平成 27 年度の評価総地積でみると宅地が 4.8%、農用地は 27.4%、山林は 41.8% となっています。二本松、安達及び岩代地域では都市計画区域指定をしていますが、市街化区域及び市街化調整区域の指定はしていません。また、二本松及び安達地域では用途地域の指定をしています。

〈土 地 利 用〉

		面積	構成比 (%)	備考
総面積	ha	34,442	100	
課税対象 土地	田	ha	3,807	11.05
	畠	ha	5,641	16.38
	宅地	ha	1,643	4.77
	山林・原野	ha	14,409	41.84
	その他	ha	8,942	25.96
都市計画 区域	区域全体	ha	10,976	31.87 二本松8,779、安達1,563、岩代634ha
	用途地域（総数）	ha	1,040	3.02 二本松 757、安達 283ha
農業振興地域		ha	31,071	90.21
農用地区域		ha	10,695	31.05

資料：課税対象土地については、平成 27 年度固定資産概要調書

都市計画区域については、平成 26 年 5 月現在

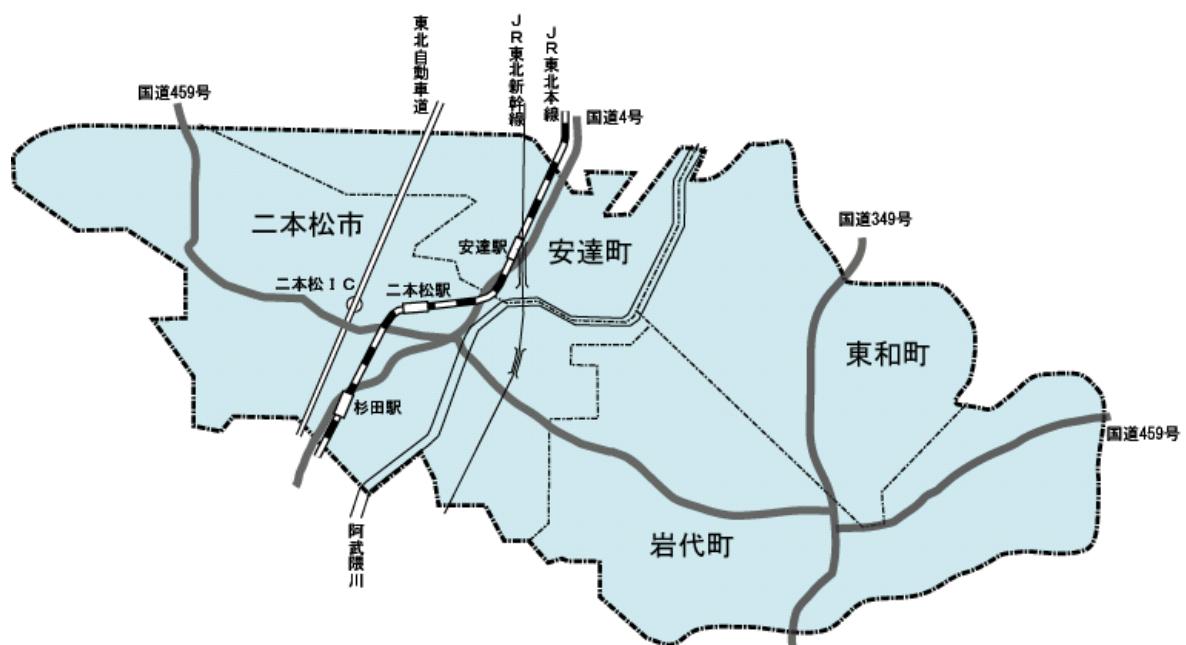
農業振興地域、農用地区域については、平成 27 年 6 月で、それぞれ担当課調べ

(5) 道路・交通体系

新市の道路は、東北縦貫自動車道、国道4号を南北の骨格軸とし、これに連絡する道路網によって幹線道路を形成していますが、市街地を中心として、通勤通学の時間帯における交通混雑、観光シーズンにおける渋滞がみられ、住民生活への影響が大きく、東西の骨格となる道路の整備や国道の拡幅整備などが大きな課題となっています。

南北に走るJR東北本線は、時間帯によっては運行本数が少ないとから、依然として利便性が低く、また、路線バスについても通勤通学の公共交通手段としてその充実が課題となっています。

〈道路交通体系図〉



2 新市の課題及び地域特性

(1) 新市として解決すべき課題

以上の概況を踏まえ、4市町が合併して新市となった場合に持ちこされる課題、新市として解決・対応すべき課題は、大きくみて次のとおり把握されます。

〈新市として対応すべき課題〉

- ①若年層の流出に歯止めをかけ、いきいきと定住するまちづくりの推進
- ②県平均を超えて進む少子・高齢化への対応
- ③農業・商業・工業・観光-新市の基盤となる産業の振興
- ④新市としての中心地機能の強化と周辺地域の活性化による地域一体感の達成
- ⑤新市周辺地域の過疎化への対応と自然環境の保全

(2) 新市として活用すべき地域特性

一方で4市町が合併して新市となった場合に、新市として新しいまちづくりを進めるにあたって活用すべき地域特性・地域資源は、大きくみて次の5項目にまとめられます。

〈新市として活用すべき地域特性・地域資源〉

- ①阿武隈川が中央を流れ、安達太良山から阿武隈山系までの自然の生態系があること新市に包含される水と緑の環境特性の活用
- ②今も受け継がれる地域文化・芸能・祭り・史跡等に代表される由緒ある歴史文化特性の活用
- ③県内の2大都市である福島市と郡山市の中間に位置し、首都圏にも近い恵まれた立地条件の活用
- ④新市になって連携強化、相互補完が可能となる一体となった農業、工業、商業、観光の活用
- ⑤住民の参画によるまちづくり、住民主導のまちづくりが進められてきており、参画と協働のまちづくり方式の一層の活用

第3章 主要指標の見通し

1. 人口・世帯数
2. 就業構造

1 人口・世帯数

新市の人口は、平成 22 年の国勢調査結果及び平成 27 年の現住人口に基づき、コホート要因法（国勢調査のデータを基に、生残率や出生率などの要因を加味し、変化率により将来の人口を推計する方法）により推計した 4 市町の推計人口を合計して算出しています。

その結果、平成 22 年（2010 年）の国勢調査結果の人口 59,871 人、老人人口の構成比 26.5% が、平成 32 年（2020 年）には 52,300 人、33.6% となり、人口の減少、老人人口の構成比の増加が更に一段と進むものと見込まれます。

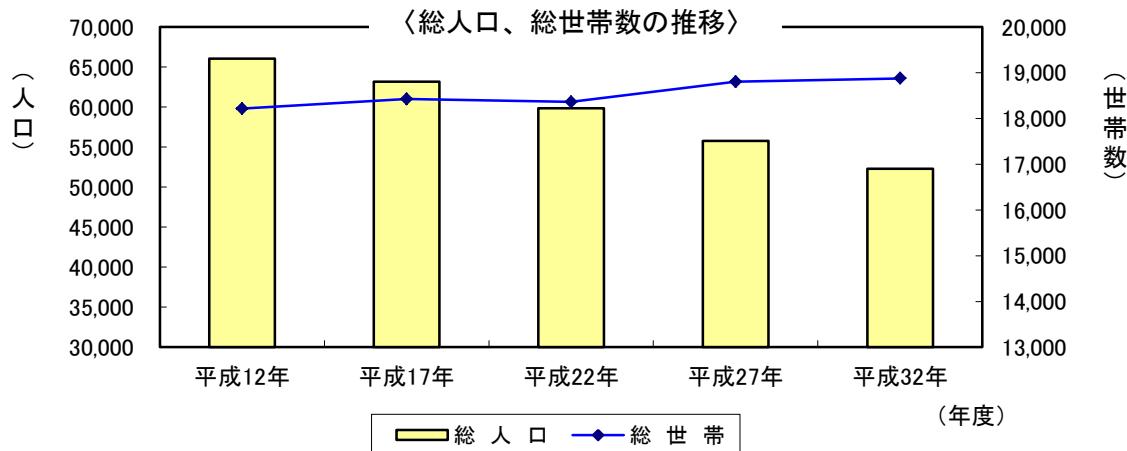
世帯数については、平成 12 年から平成 22 年までの 3 回の国勢調査結果及び平成 27 年の現住人口に基づき、4 市町合計の一戸当人数の数値をトレンド法（過去のデータの変化割合から一定の傾向を求め将来の数値を推計する方法）により推計した結果、平成 22 年の世帯数 18,364、一戸当人数 3.26 人から、平成 32 年には世帯数 18,878、一戸当人数 2.77 人へと世帯数の増加、一戸当人数の減少が進むものと見込まれます。

◇ 総人口の推計

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総人口（人）	66,077	63,178	59,871	55,768	52,300

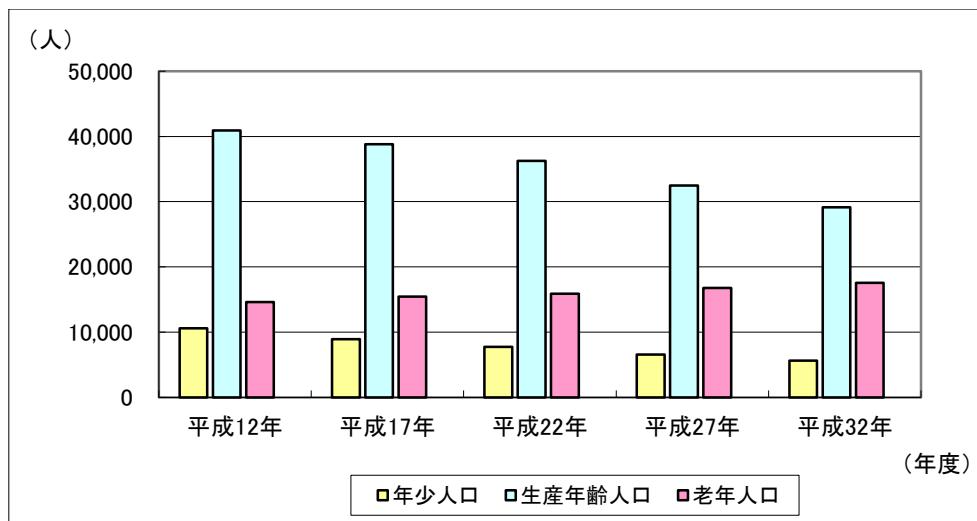
◇ 総世帯数の推計

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総世帯数（戸）	18,216	18,427	18,364	18,804	18,878
一戸当たりの 人員（人/戸）	3.63	3.43	3.26	2.97	2.77



◇ 年齢別人口の推移

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
年少人口 (14歳以下)	人数	10,553	8,926	7,746	6,544	5,616
	構成比	16.0 %	14.1 %	12.9 %	11.7 %	10.7 %
生産年齢人口 (15~64歳)	人数	40,905	38,794	36,243	32,471	29,115
	構成比	61.9 %	61.4 %	60.5 %	58.2 %	55.7 %
老年人口 (65歳以上)	人数	14,619	14,619	15,220	15,179	15,833
	構成比	22.1 %	24.5 %	26.5 %	30.0 %	33.6 %



2 就業構造

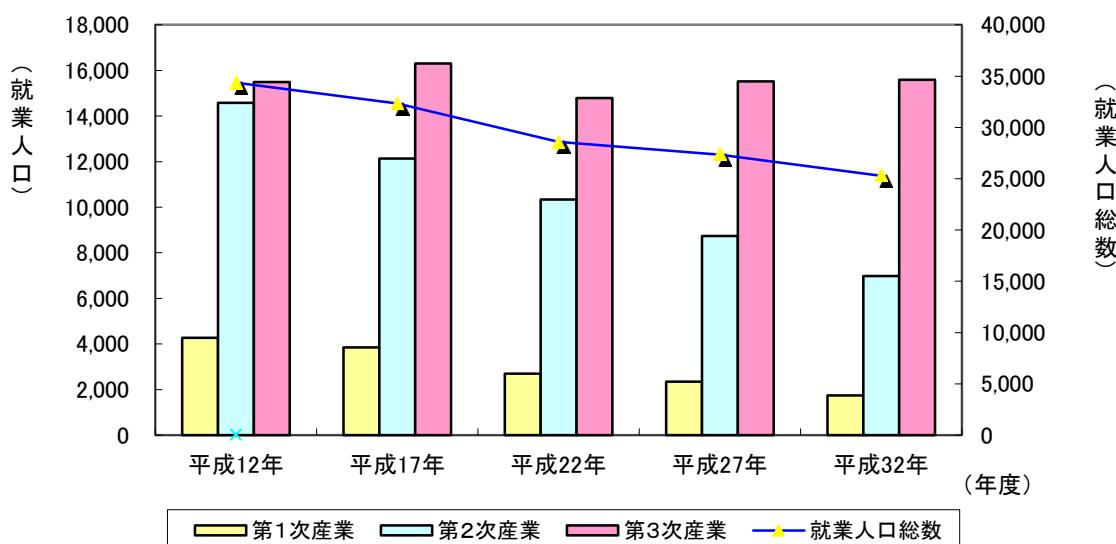
新市の就業構造を、平成 7 年から平成 22 年までの 4 回の国勢調査結果に基づき、トレンド法により推計した結果、就業人口総数は平成 22 年の 28,588 人から、平成 32 年には 25,290 人へと減少傾向で推移するものと見込まれます。

また、産業大分類の就業人口の推計値は下表のとおりであり、第 1 次産業就業者数は平成 22 年の 2,701 人 (9.4%) から、平成 32 年には 1,745 人 (6.9%) へと減少し、第 2 次産業就業者数も平成 22 年の 10,343 人 (36.2%) から平成 32 年には 6,979 人 (27.6%) へと減少傾向で推移するのに対し、第 3 次産業就業者数は平成 22 年の 14,789 人 (51.7%) から平成 32 年には 15,589 人 (61.6%) へと増加傾向で推移するものと見込まれます。

◇ 産業別就業人口の推移

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
就業人口	34,359	32,322	28,588	27,354	25,290
第 1 次 産業	人 数	4,277	3,844	2,701	2,345
	構成比	12.4 %	11.9 %	9.4 %	8.6 %
第 2 次 産業	人 数	14,574	12,142	10,343	8,730
	構成比	42.4 %	37.6 %	36.2 %	31.9 %
第 3 次 産業	人 数	15,491	16,310	14,789	15,523
	構成比	45.1 %	50.5 %	51.7 %	56.7 %
就業率	52.0 %	51.2 %	47.7 %	49.0 %	48.0 %

注) 就業人口総数には分類不能を含む。



第4章 新市建設計画の基本方針

1. 新市まちづくりの基本方向
2. 新市の将来像
3. 将来像実現のための基本目標と施策の体系
4. 新しいまちづくりを牽引する重点プロジェクト
5. 土地利用の方向

1 新市まちづくりの基本方向

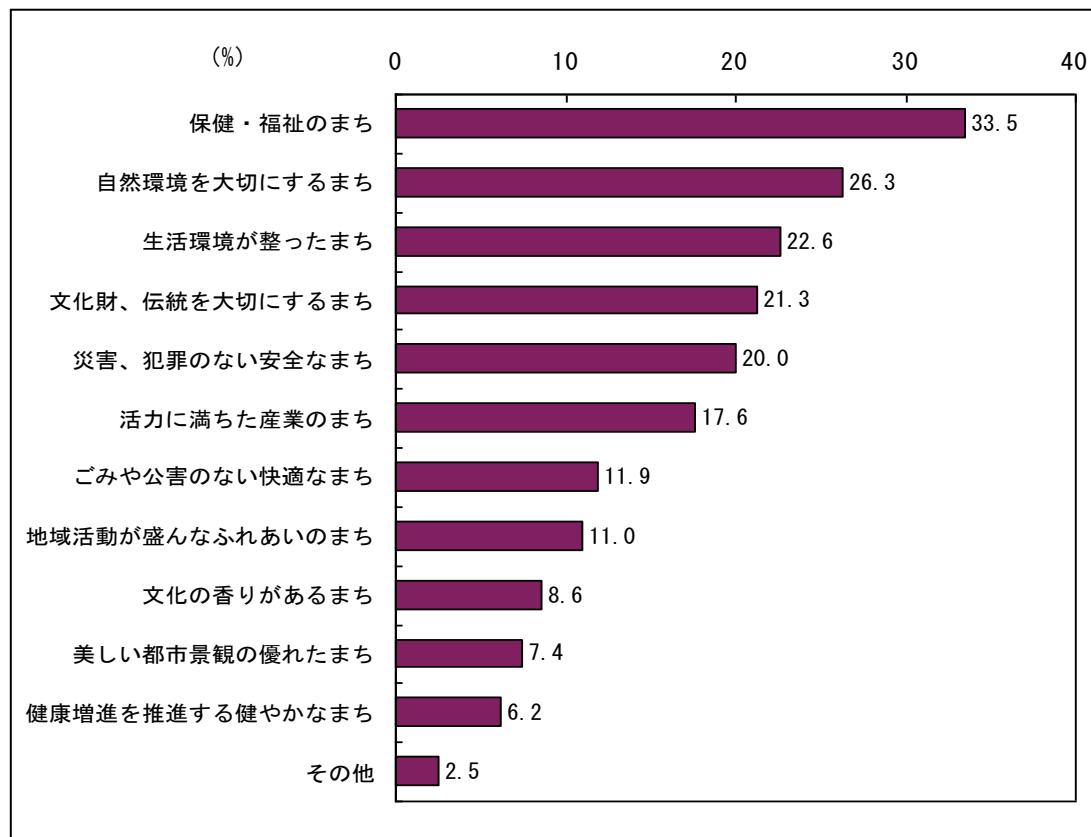
新市の将来像を設定するためには、まず、新市としてめざすべきまちづくりの基本方向を定める必要があります。このため、「新しいまちづくりに対する住民ニーズ」と「現行の総合計画にみる4市町のまちづくりの方向性」を分析・検討し、1～2章の検討結果等も踏まえて、新市としてのまちづくりの基本方向を設定します。

(1) 新しいまちづくりに対する住民ニーズ

① 4市町住民が考える新市の将来イメージ

今回実施した住民アンケートの中で、“合併した場合の新しい市の将来イメージとしてどれがふさわしいと思いますか”と聞いています。その結果は下図のとおりで、第1位は「保健・福祉のまち」、第2位は「自然環境を大切にするまち」、第3位は「生活環境が整ったまち」でした。

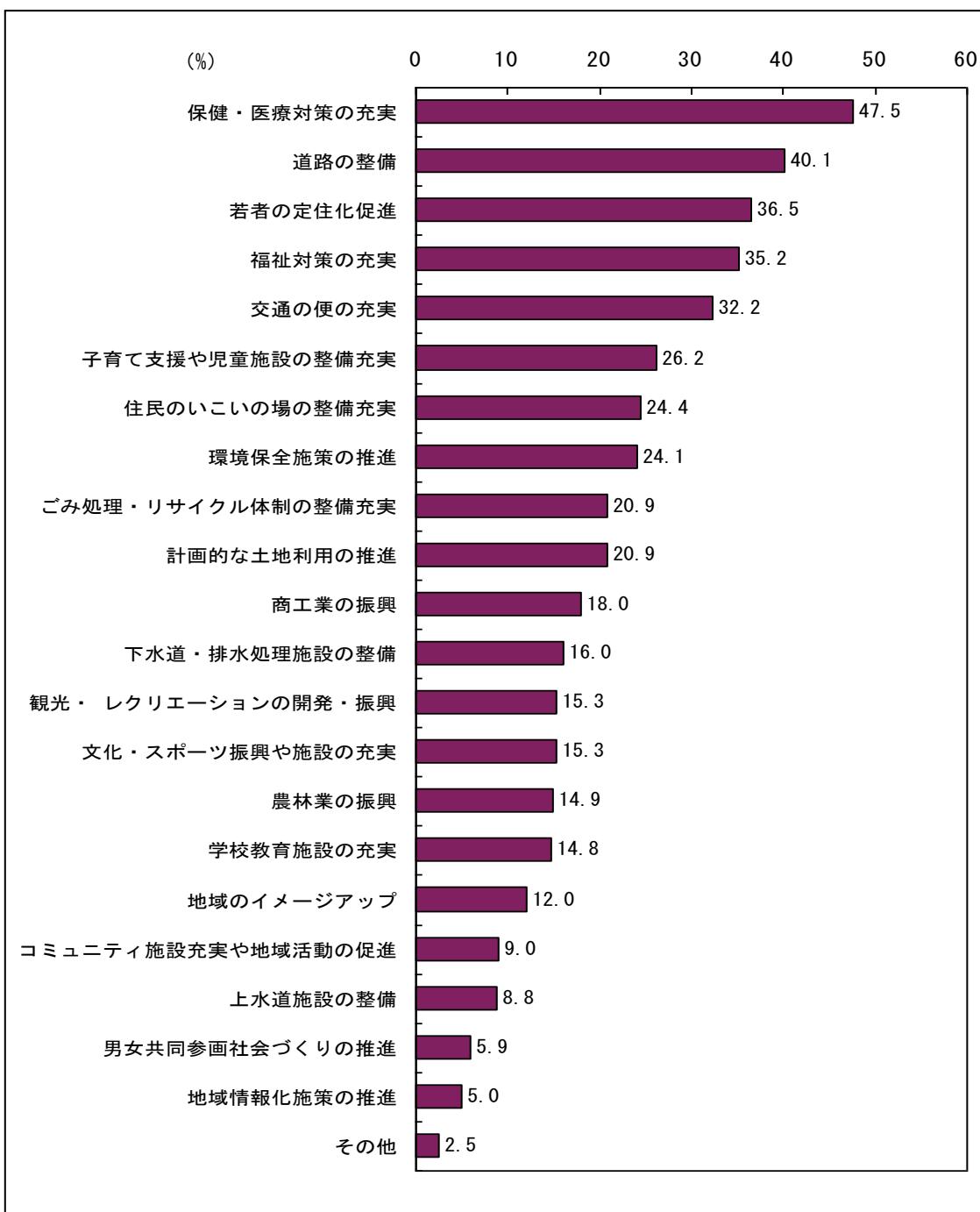
〈アンケートにみる4市町住民が考える新市の将来イメージ〉



② 4市町住民が考える新市における重点施策

同じく今回実施した住民アンケートで“4市町が合併するとしたら、どの施策を重点的に進めてほしいと思いますか”と聞いています。その結果は下図のとおりで、全体的には「保健・医療・福祉」や「道路・交通」、「若者定住対策」分野への施策要望が強いことを示しています。

〈アンケートにみる4市町住民が考える新市の重点施策〉



(2) 現行の総合計画にみる4市町のまちづくりの方向性

4市町の現行総合計画から、まちづくりの視点・基本的課題やまちづくりの将来像、目標を抽出すれば次のとおりです。

〈現行総合計画にみる4市町のまちづくりの方向性〉

市町名	基本理念・将来像等	まちづくりの柱・基本目標等
二本松市	<p>〈基本視点〉</p> <p>①新時代を拓く「創造性」の発揮 ②定住社会に活力を生む「交流」の重視 ③「自然との共生」の確立 ④「目的型コミュニティ」の構築 ⑤「広域中核都市」づくりと連携の推進</p> <p>〈基本理念〉</p> <p>市民が健康で生きがいのある暮らしを守り育てていくこと</p> <p>〈将来都市像〉</p> <p>豊かな暮らしと多彩な交流の機会をもつ「文化創造都市・二本松」</p>	<p>〈基本目標〉</p> <p>①生活文化の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個性的な市民文化の創造 (2) いきいき暮らせるコミュニティづくり (3) 自然と人とのうるおい環境づくり (4) 次世代の居住環境づくり <p>②都市文化の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特色ある都市拠点づくり (2) 多様な機能をもつ都市環境づくり (3) 歴史と伝統を生かした街並みづくり (4) 技術・ソフトを育てる地域産業づくり <p>③文化交流の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) もてなしの心のまちづくり (2) 魅力と個性の観光リゾート地づくり (3) 新しい出会いと交流の機会づくり (4) 交流の軸となる交通ネットワーク
安達町	<p>〈めざす将来像〉</p> <p>美しく活力あるMyタウン</p> <p>「智恵子のふるさと・安達」</p> <p>〈目指すべきまちの姿〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • ほんとうの青い空のある、快適な美しいまち • 活力とにぎわい、生活、文化の高いまち • 健やかで、幸せな暮らしのあるまち 	<p>〈基本目標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①快適で美しく安全な環境をつくる ②定住と交流を促す魅力ある基盤をつくる ③まちをおこす活力ある産業をつくる ④健やかでふれあいあふれる保健福祉をつくる ⑤創造性と個性輝く人と文化をつくる ⑥力をあわせ明日の安達をつくる
岩代町	<p>〈まちづくりの戦略〉</p> <p>①岩代町らしい豊かな自然を創造し、町のシンボルとする特色あるまちづくりの推進</p> <p>②観光交流を起爆剤としたまちづくりの推進</p> <p>③みんなで取り組む町民主役のまちづくりの推進</p> <p>〈まちづくりの将来像〉</p> <p>「みどり輝くふれあいの郷 いわしろ」</p> <p>—自然美術館のまち いわしろ—</p>	<p>〈基本施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①みどりと水の快適環境のまちづくり ②安全で利便性の高いまちづくり ③人にやさしい健康福祉のまちづくり ④ふれあい豊かな文化創造のまちづくり ⑤活力ある産業のまちづくり ⑥住民主役のまちづくり

東和町	<p>〈町の将来像〉 「オーライフとうわ」 —スポーツと文化 いきいき暮らすあぶくまの郷—</p> <ul style="list-style-type: none"> • 心なごむ風景に会えるまち • 生産の知恵や文化が暮らしに息づくまち • 自分流の暮らしが楽しめるまち • 世代を超えてスポーツに親しむまち <p>〈まちづくりの基本戦略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東和らしさを際立たせるまちのイメージアップ ②農業の振興と連携した都市との交流・対流の推進 ③定住を誘う環境整備とゆったり暮らせるまちづくり 	<p>〈基本施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自然と共生する豊かなまちづくり ②健康で安心して暮らせる福祉社会の実現 ③定住を誘う生活基盤の整備 ④地域を支える産業の振興 ⑤個性あふれる人と文化の創造 ⑥心ふれあう共生社会の実現
-----	--	---

4市町の現行の総合計画に見られる共通のキーワードとして次のとおりあげることができます。

人、自然、文化、健康、心、交流、活力、産業、協働

以上のことから、4市町で共通するまちづくりの方向性は次のとおり把握されます。

- ・交流・交歓・出会いを生かした活力あるまちづくり
- ・自然と共生する快適なまちづくり
- ・健康でいきいき生きがいのあるまちづくり
- ・思いやりのある人にやさしいまちづくり
- ・特色ある文化創造のまちづくり
- ・活力ある産業のまちづくり
- ・力をあわせてみんなで取り組むまちづくり

(3) 新市としてめざすべきまちづくりの基本方向

新市として直面する課題や活用すべき地域特性に加えて、これまでみてきた新しいまちづくりへの住民ニーズや現行の各市町総合計画の分析結果等を総合的に勘案して、地域の「くらし・つながり・個性・活力・未来」の5つを大切にし、新市としてめざすべきまちづくりの基本方向を次のとおり設定します。

基本方向1 健康福祉と少子・高齢化対策と防災に重点をおき、安心して安全に暮らせ、生涯を託せるまちづくりをめざす

基本方向2 水と緑の豊かなスケールの大きい自然条件や歴史文化資源を生かした観光・交流のまちづくりをめざす

基本方向3 知性の輝く個性豊かな人づくりと特色ある文化創造のまちづくりをめざす

基本方向4 地域特性を生かした創造性と活力ある産業の育つまちづくりをめざす

基本方向5 情報公開を進め、参画と協働のまちづくり、住民自治のまちづくりをめざす

2 新市の将来像

新市としてめざすべきまちづくりの基本方向を踏まえて、新市の基本理念と将来都市像を次のとおり設定します。

(1) 新市の基本理念

①活 力

新市は、福島市や郡山市に近接し、首都圏にも近いという恵まれた立地条件に加えて、スケールの大きい自然条件や由緒深い歴史文化資源等を生かした、活力と創造のまちづくりを進めます。

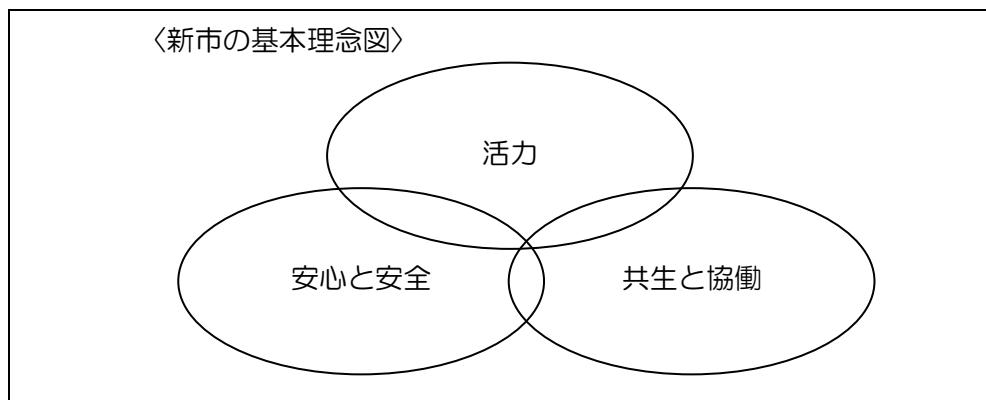
②安心と安全

新市は少子・高齢化、環境問題などの大きな課題に的確に対応しながら、すべての人々の個性が大切にされ、ユニバーサルデザイン^{*}の視点に基づき、安心して安全に暮らせる人間尊重のまちづくりを進めます。

※ユニバーサルデザイン…はじめから、すべての住民の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての住民にとって安心・安全で利用しやすいように、建物、サービス、環境などを計画・設計する考え方

③共生と協働

新市は、阿武隈川や安達太良山・阿武隈山系の山々など水と緑に恵まれたまちです。この貴重な自然環境と共生するまちづくりを進めます。また、多様化、複雑化する行政課題を解決し、住みよい愛されるまちを築くために、市民と行政が協力して行政施策を推進する「協働」のまちづくりを進めます。



(2) 新市の将来都市像

新市として目指すべきまちづくりの基本方向と新市の基本理念を踏まえて、新市の将来像（キャッチフレーズ）を次のとおり設定します。

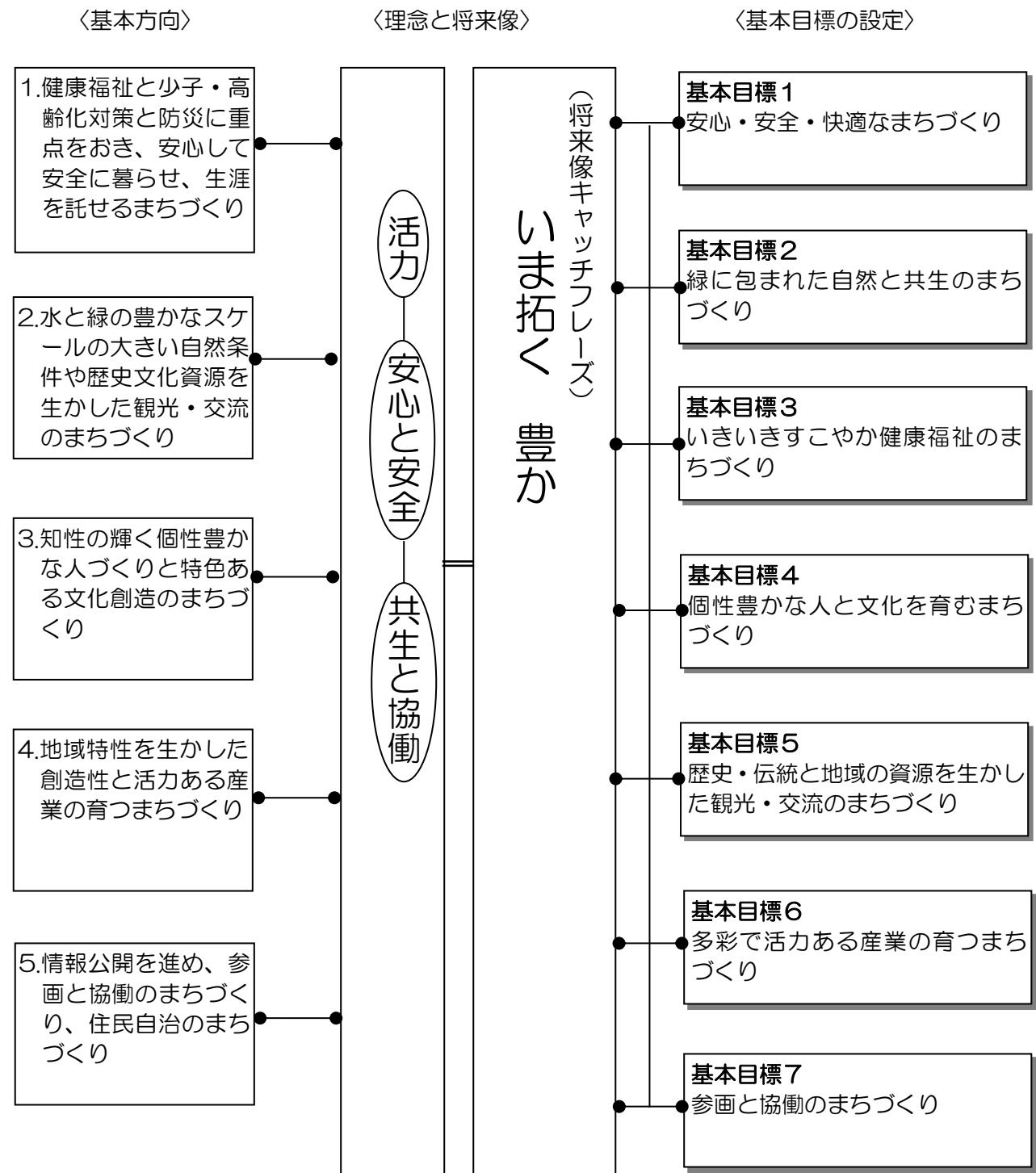
新市の将来像（キャッチフレーズ）

いま拓く 豊かな未来 二本松

3 将来像実現のための基本目標と施策の体系

(1) 将来像実現のための7つの基本目標

新市の将来都市像の実現を図るため、次のとおり7つの基本目標を定めます。



基本目標1 安心・安全・快適なまちづくり

新市の拠りどころとなる中心市街地の再生整備をめざして既成市街地の再開発、新市街地の形成、市街地住宅地域の住環境整備等により都市機能の充実、商業機能の再編・集積等を図り、若者も集う魅力的な都市的交流空間づくりを進めるとともに、周辺地域の活性化に積極的に取り組んでいきます。

また、新市の中心地から全域30分圏内をめざす道路体系整備や鉄道・バスの公共交通体系の充実を図ります。さらに、^{*}IT時代に対応する高度情報通信体系整備等を進めて市民生活の利便性・快適性の向上に努めます。

一方で、災害や犯罪のない安心・安全なまちづくりに対する市民のニーズも強く、新市の視点で安全性を総点検し、これに基づき防災・消防救急体制の再編・強化、交通安全、防犯等生活安全対策の充実を図り、市民の生命と財産を守るとともに、若者定住や高齢者対策の視点に立って公営住宅整備等を計画的に進め、住民生活の基盤となる住宅確保対策の充実に努めます。

* IT…(Information technology の略)情報技術、情報産業

基本目標2 緑に包まれた自然と共生のまちづくり

豊かな水と緑に包まれた中で、市民は身近な憩いの場の整備充実を強く望んでいます。このため市民に身近な公園・緑地・河川の親水空間整備等を計画的に進め、家族で憩える水と緑と花のネットワーク形成に努めます。

また、豊かな自然環境の保全を計画的に進めるとともに、農山村景観や水辺環境、歴史景観等が調和する特色あるふるさと景観づくりに努めます。

さらに新市の視点で上下水道の整備を効果的に進めるよう見直すとともに環境衛生対策の充実に努めます。

同時に市民の主体的な取り組みによるゴミの減量化やリサイクル運動の推進、公害防止意識・環境美化意識の高揚等に努めます。

基本目標3 いきいきすこやか健康福祉のまちづくり

新市の市民が力をあわせて助け合い、地域の中で支えあいながら共に生きることができますようボランティア活動やNPO活動への支援を強化し、地域福祉対策や地域健康づくり活動などの充実に努めます。

また、新市全体の視点で保健・医療・福祉の連携を再編・強化し、高齢者や障害者などの立場に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、保育サービスの充実や学童保育の充実などの子育て支援の充実、少子化対策に積極的に取り組んでいきます。

※ NPO…政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもと社会的な公益活動を行う組織・団体、非営利組織、非営利団体、民間非営利団体

基本目標4 個性豊かな人と文化を育むまちづくり

新市の視点で社会教育・スポーツ施設の再編成とネットワーク整備を図り、市民の自己実現意識の高まりなどに対応した質の高い生涯学習の推進、文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動を積極的に進めます。

また、学区の再編や小中学校の適正配置を検討するとともに地域に開かれた特色ある学校づくり、学校施設の計画的な改修を行い、教育の充実に努めます。

さらに、若者の地域への定着と教育レベルの向上を図るため、高等学校教育の充実や高等教育機関の誘致等に努めます。

基本目標5 歴史・伝統と地域の資源を生かした観光・交流のまちづくり

新市の視点で歴史遺産・地域文化・芸能・祭り等の継承・発展を図るとともに、市民を対象としたふるさと学習活動等を展開します。

一方で、広く全国、世界をみつめ、学習する場としての国内外都市との交流活動を積極的に展開します。特に、独立行政法人国際協力機構二本松青年海外協力隊訓練所との連携等により、国際協力活動にも取り組み、国際感覚豊かな市民の育成に努めます。

また、新市の視点で観光コンセプト[※]の見直し、再構築や関係団体の一体化を進めるとともに、多様で豊かな各観光拠点施設のネットワーク整備と誘客活動の強化を図り、観光交流客の大幅な入込増加をめざします。さらに、道の駅等の直販施設をより積極的に活用することにより、農林業、商業などの地域産業の活性化に結びつけていきます。

※ コンセプト…概念、構想、理念

基本目標6 多彩で活力ある産業の育つまちづくり

新市の視点で工業団地・適地の再検討・再編成を行うとともに、広域交通体系や情報通信技術の進展などに対応した新規企業誘致の推進に努め、市民の働く場の確保・拡充に努めます。

まちの賑わいを演出する商業については、中心市街地整備や街路整備などと連携した商業環境整備や空店舗活用支援、共同事業支援等に努め、商業拠点機能の再編・再生を促します。

農業については、多様な担い手の育成や農地の集積化、生産基盤の強化、付加価値の高い農畜産物の生産とブランド化^{*}を推進するとともに、地域ぐるみでの地産地消^{*}の推進、環境保全型農業の推進などにより特色ある地域農業の充実に努めます。

さらに、シルバー人材センター事業やNPO^{*}事業等への支援の充実、地元企業就業説明会の開催などによって市内就業の場の拡充に努めます。

※ ブランド化…他産地の作物や製品との差別化を図って、より有利な地位の産地化を築こうとする戦略

※ 地産地消…「地域生産地域消費」の略で、「地域で生産された農林産物を地域で消費する」また「地域で必要とする農林産物は地域で生産することであり、地域で新たに新鮮で安全・安心できる農林産物を通じて、作る人、流通する人、加工する人、販売する人、消費する人など各分野の皆さんが連携し合うこと

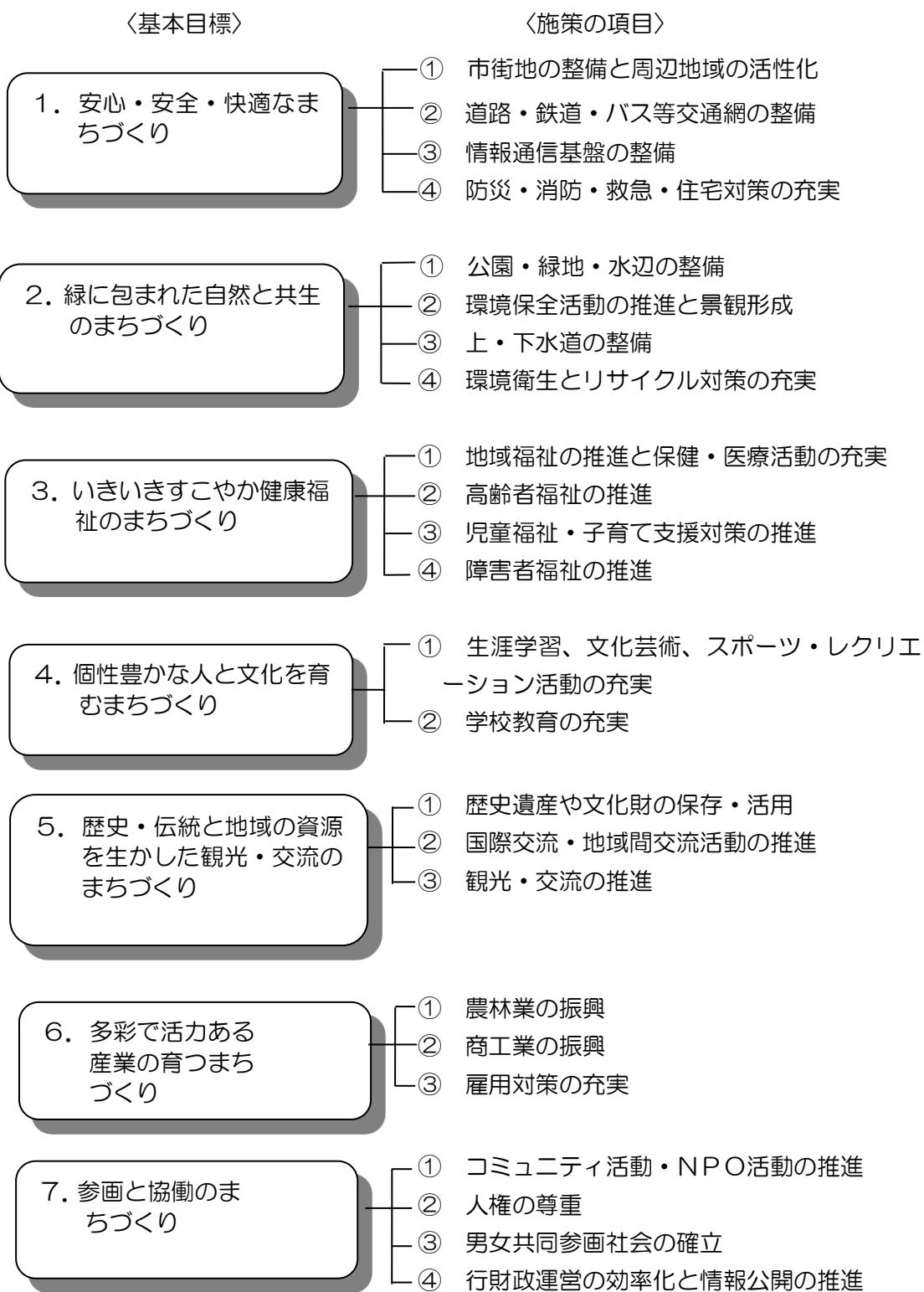
※ NPO…P.24 参照

基本目標7 参画と協働のまちづくり

自己決定・自己責任という地方分権時代の到来を背景に、21世紀の地域課題を解決するには、従来の枠を越えた形での市民と行政の協働体制の確立や市民・各種団体の自主的なまちづくり活動等が一層求められています。このため、市民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、市民主導の各種団体の活動、コミュニティ活動、ボランティア活動やNPO活動など市民自らが主体となって進めるまちおこし活動の活性化を促します。また、家庭・学校・地域・職場のあらゆる場で、人権問題や男女共同参画社会づくりに対する正しい理解と認識を深める教育・啓発の充実を図ります。

さらに、市民の行政ニーズの多様化・高度化に的確に対応できるよう行政組織・機構の強化確立を図ります。また、本庁舎と各支所との役割を編成し、地域に密着した住民サービスの推進に努めるとともに、行財政改革の積極的な推進による行財政基盤の強化、情報公開の徹底と市民参画行政の拡充等を図って、市民とともに進める行政システムの確立に努めます。

※ コミュニティ…一定の地域内に集まって住んでいる人々からなる社会生活共同体のこと。
「地域社会」「近隣社会」「共同生活体」



4 新しいまちづくりを牽引する重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの選定

前項で示した「7つの基本目標」と目標達成のための「施策の体系」は、これからの中のまちづくりの基本施策の方向を示したものですが、ここではそうした基本施策のうち基幹的役割を担い、特に先導的かつ優先的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けます。

この「重点プロジェクト」は、新市の課題、活用すべき地域特性・地域資源、住民アンケート結果等により導き出した新市まちづくりの根本となる3つの「基本理念」に基づき、特に先導的且つ中核的に進めるべき施策を「重点プロジェクト選定の視点」として、7つの基本目標の中から「重点施策の方向」を検討し、これに基づき選定しました。

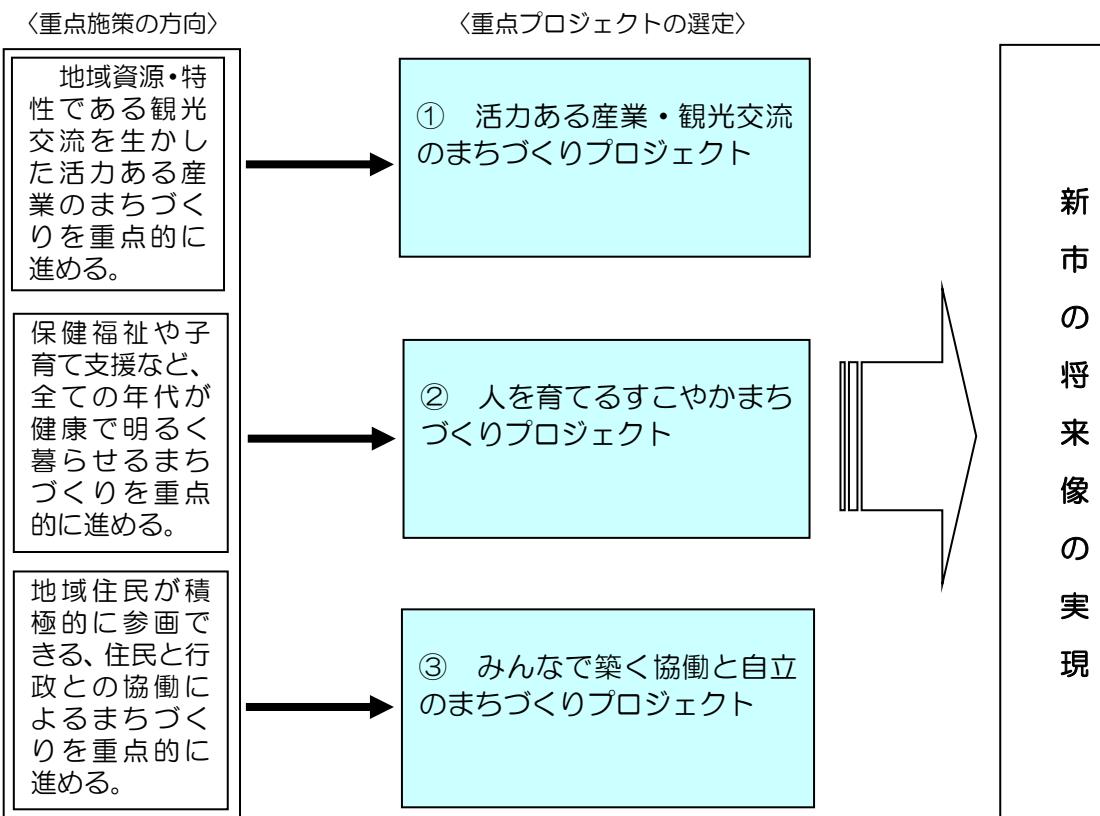
〈重点プロジェクト選定の視点〉

新市の基本理念に基づき、特に先導的かつ中核的に進めるべき施策

- ・合併することによって効果的な展開が可能となること
- ・住民のニーズを十分ふんだんに施設であって、事業効果が新市全域に及び、かつ、合併の効果が十分に実感できること
- ・地方分権の推進や新市住民の一体感意識の醸成に効果があること

検討のフローは下図のとおりで、3つの重点プロジェクトを選定します。

〈重点プロジェクトの選定フロー図〉



(2) 重点プロジェクトの推進

重点プロジェクト1

活力ある産業・観光交流のまちづくりプロジェクト

〈選定の理由とプロジェクトの方向性〉

地域の「活力」を創り上げていくためには地域の賑わいが重要となります。この賑わいを増進させ、地域の経済や産業の活性化に結びつけていくため、新市の地域特性・資源である「観光・交流」を積極的に活用し、活力ある産業のまちづくり・地域内外の多くの人が行き交う観光交流のまちづくりを重点的に進めます。

重点プロジェクト2

人を育てるすこやかまちづくりプロジェクト

〈選定の理由とプロジェクトの方向性〉

核家族化、少子化、高齢化の進行は、新市において対応すべき重要な課題です。地域の安心や安全性を高めていくためには、行政と地域が連携しながら地域全体で支えあう体制づくり、環境づくりが重要となります。新市では、住民ニーズである保健・福祉施策の充実や、これから地域を担っていく子供たちの健全育成、子育て世代の定住化の促進を図るための子育て支援や子供が学びやすい教育環境の整備等に積極的に取り組み、全ての年代の住民が健康ですこやかに暮らせるまちづくりを重点的に進めます。

重点プロジェクト3

みんなで築く協働と自立のまちづくりプロジェクト

〈選定の理由とプロジェクトの方向性〉

地方分権の流れが更に進んでいく中で、財政的にも施策的にも自立した特色あるまちづくりを行っていくには、地域住民と行政との協働は必要不可欠なものとなります。新市では、行政情報を広く公開し地域の意見を集約しながら、地域住民の市政へのより一層の参画を促し、地域住民との協働による事業の展開を進めるとともに、積極的に行財政の効率化に取り組むことで、地域住民が主体となった協働による特色ある、自立したまちづくりを重点的に進めます。

5 土地利用の方向

土地は産業経済や市民の生活に深く結びついた限りある資源です。公共の福祉と、自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の確保を優先的に、長期的視野に立って合理的、計画的に土地利用を推進する必要があります。

そこで、新市の将来像の実現に向けて、次のような基本目標のもとに土地利用を推進していきます。

(1) 土地利用の基本目標

新市の地勢は、大きくみて西部の安達太良山・山麓地域、中央部の阿武隈川流域の平坦地、東部の阿武隈山系地域に3区分されます。新市の土地利用は、4市町の境界にとらわれず、この地勢条件に即して新市全域を見直し、新しい土地利用方針を確立する必要があります。

このため、今後、新市としての国土利用計画や都市計画及び農業振興地域整備計画等を早急に策定するとともに、土地利用の混在化を防止しつつ、土地利用の純化と有効利用を推進し、「自然」と「住民生活」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成を促進します。

ここでは、新市においてめざすべき土地利用の基本目標を

- ① 豊かな自然の保全
- ② 貴重な歴史資源・景観の保全
- ③ うるおいのある住環境・生活空間の確保
- ④ にぎわいのある中心市街地の形成と周辺地域の均衡ある発展
- ⑤ それぞれの機能に純化された産業基盤の確立
- ⑥ 全市的にネットワーク化された道路・交通体系の確立

と定め、この実現のため、次のようなゾーン別土地利用計画を進めることとします。

(2) ゾーン別土地利用の方向

これまでの自然的、社会的、経済的発展経緯や土地利用の基本目標等を踏まえ、新市における土地利用について4つのゾーンに区分し、さらに拠点を配置しこれらを結ぶ基幹的道路体系の整備とあわせて次のような土地利用を進めます。

① 市街地・住宅ゾーン

・市街地ゾーン

二本松駅周辺地区から安達駅周辺に至る一帯を「市街地ゾーン」と位置づけ、都市計画道路や都市公園の整備、駅周辺再開発や市街地整備事業の推進、商業・業務施設の計画的誘導、土地区画整理事業や住環境整備事業の推進を図ることにより、良好な住宅環境の創出等を図って賑わいのある市街地の形成に努めます。

・住宅ゾーン

杉田駅周辺や小浜地区中心地、針道地区中心地の既成市街地地区や、新市街地形成適地等を「住宅ゾーン」と位置づけ、生活道路や都市基盤の整備、公園や文化・スポーツ施設、福祉施設、上下水道施設等の整備、土地区画整理事業や住宅環境整備の推進、近隣型商業施設や良質な住宅開発の誘導等を図って良好な市街地住宅環境の創出に努めます。

② 農村地域定住ゾーン

市内各所に広がる農業・農村地区を「農村地域定住ゾーン」と位置づけ、農業振興地域においては、優良農地の確保と有効利用に努めるとともに、生産性向上のための基盤整備等を推進することにより、地域特性を生かした付加価値の高い農畜産物の生産とブランド化による産地の形成を図ります。また、集落地域においては、生活道路や農村公園、集会施設、水道・下水道施設等を効果的・計画的に整備し、農村定住地区として良好な居住環境の形成を図ります。

③ 工業ゾーン

既成工業地区や新産業形成適地地区を「工業ゾーン」と位置づけ、工業・流通団地用地としての基盤整備の充実を図り、優良企業の誘致、既存立地企業の支援の充実等に努めます。

④ 観光レクリエーションゾーン

安達太良山地区一帯や阿武隈山系地区一帯並びに阿武隈川流域一帯を「観光レクリエーションゾーン」と位置づけ、適地に自然環境と共生する観光レクリエーション施設や公園、緑道等の整備を計画的に推進するとともに、畜産や林業基盤の整備にも努めます。また、保安林等の指定地域については、林地保全の徹底に努

めます。

⑤ 拠点

ゾーンにその骨格とする次の拠点を配置し、それらを結ぶ交通や情報のネットワーク整備を進めることにより、相互に連携し有効な土地利用を推進します。

i) 中心拠点

二本松駅及び二本松市役所とその周辺部を、新市の「中心拠点」と位置づけ、魅力と活力ある地域として整備します。

さらに、隣接する安達駅及び杉田駅とその周辺部を、上記中心拠点を補完する「サブ拠点」として位置づけ整備します。

二本松駅から安達駅の周辺にかけては、連続する市街地であることから、「中心エリア」として拠点間の連携を図っていきます。

ii) 地域拠点

小浜地区及び針道地区の支所とその周辺地域を、「地域拠点」として位置づけ、中心機能拠点を補完する役割を担い、地域の定住人口の安定に努めます。

iii) 地区中心

共通する地域特性を有する地区の中心を「地区中心」と位置付け、コミュニティを支える環境づくりをおこないます。

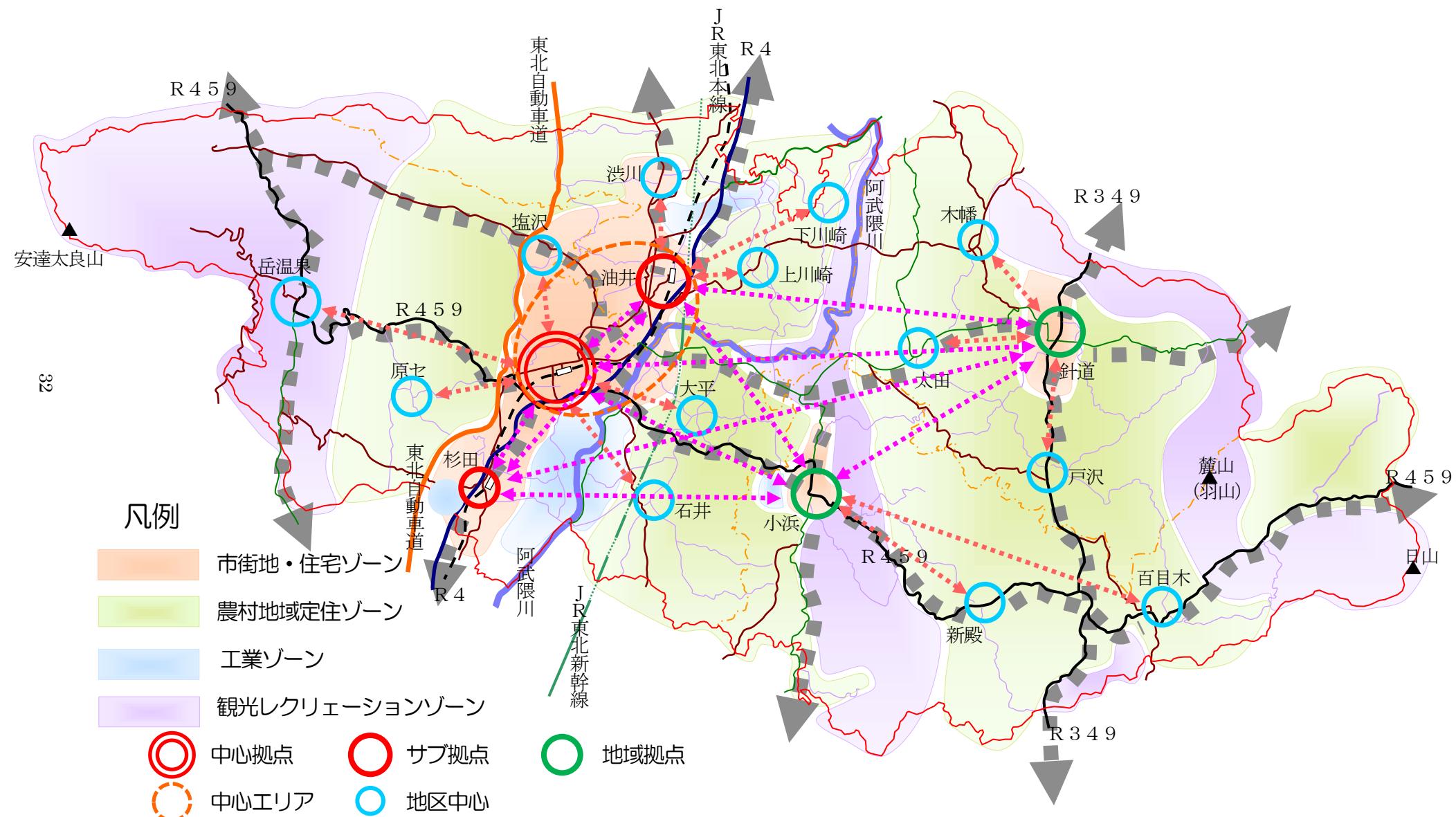
iv) 観光拠点

安達太良山、岳温泉・塩沢温泉、東北サファリパーク、霞ヶ城公園、安達ケ原ふるさと村、智恵子の生家・記念館と智恵子の杜公園、観光牧場、日山高原、杉沢の大杉、木幡山、夏無沼公園、羽山を観光の拠点として位置づけ、各地域の観光資源のネットワーク整備により首都圏からの観光客を中心とした大幅な入り込み増加をめざします。

v) 交流拠点

スカイピアあだたら、道の駅「安達」智恵子の里、道の駅「ふくしま東和」あぶくま館及び道の駅「さくらの郷」、阿武隈川流域の稚児舞台公園及び島山地区、田沢地域交流館、ウッディハウスとうわを交流の拠点と位置づけ、より活発な「人との交流」「他市町村との交流」ができるような拠点づくりをめざします。

ゾーン別土地利用



観光拠点・交流拠点とネットワーク整備

୮୯



第5章 新市の施策

1. 安心・安全・快適なまちづくり
2. 緑に包まれた自然と共生のまちづくり
3. いきいきすこやか健康福祉のまちづくり
4. 個性豊かな人と文化を育むまちづくり
5. 歴史・文化と地域の資源を生かした
観光・交流のまちづくり
6. 多彩で活力ある産業の育つまちづくり
7. 参画と協働のまちづくり
- 8・重点プロジェクトの推進

1 安心・安全・快適なまちづくり

(1) 市街地の整備と周辺地域の活性化

〈主要な施策〉

■市街地活性化基本方針の確立

新市の市街地・住宅地全体の整備方針については都市計画マスタープランを策定し、都市計画区域や用途地域等の見直しを検討するとともに、二本松駅周辺から安達駅周辺に至る市街地整備の基本方針を確立します。

■市街地整備事業等の推進

新市の中心となる二本松駅周辺や安達駅周辺、杉田駅周辺の整備を進めます。

また、小浜地区や針道地区など地域の拠点となる地区的整備を計画的に進め、魅力ある市街地の形成、賑わいのあるまちづくりの推進を目指します。

■周辺地域活性化事業の推進

過疎化が進んでいる周辺地域を対象とする活性化支援事業を推進するとともに、地域の担い手となる若者の定住化を促し、地域の活性化に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
二本松駅周辺整備事業	<ul style="list-style-type: none">・二本松駅前広場整備事業・二本松駅南整備事業・市民交流拠点施設整備事業
安達駅周辺整備事業	<ul style="list-style-type: none">・安達駅周辺の整備・安達駅東・西地区整備事業
杉田駅周辺整備事業	<ul style="list-style-type: none">・杉田駅周辺の整備
まちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none">・商店街等地域と連携した特色あるまちづくり事業への支援
周辺地域活性化支援事業	<ul style="list-style-type: none">・活性化支援事業の推進・過疎対策事業の推進

(2) 道路・鉄道・バス等交通網の整備

〈主要な施策〉

■道路体系整備方針の確立

新市におけるエリアをあらゆる方面でカバーし、地域間のスムーズな結びつきや一体性を考えた場合、道路ネットワークは重要な役割を担っています。そこで、新市全体の視点で、地域間ネットワーク、観光・交流ネットワーク、行政施設間ネット

トワーク、産業ネットワークの面から道路ネットワークを検討し、中心市街地及び鉄道駅等を起点とする東西軸道路の整備を重点に、新市の中心地域から30分圏内をめざす全市的な道路体系整備の基本方針を確立します。

■幹線道路の整備

新市の幹線となる国道4号、349号、459号や主要地方道をはじめとする国・県道の改良・バイパス整備の促進等について関係機関に強く要請します。

■公共交通の整備

JR東北本線福島・郡山間の運行本数増便など電車運行の充実、新幹線駅の設置等について関係機関に要請していきます。

また、路線バスの維持と、福祉バス・タクシー、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行について総合的に検討し、市民の公共交通手段の確保に努めます。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none">・国道459号道路改良事業の促進・主要地方道原町二本松線、飯野三春石川線改良整備事業の促進・一般県道改良事業の促進・都市計画道路整備事業の推進・主要市道整備事業の推進・道路橋長寿命化修繕事業の推進
公共交通の整備	<ul style="list-style-type: none">・生活路線バス維持事業・福祉バス・タクシーの運行・コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行

(3) 情報通信基盤の整備

〈主要な施策〉

■高度情報通信基盤の整備と情報サービス事業の充実

地域間での情報格差が生ずることがないよう、地域インターネット事業等で整備した光ファイバー網を活用しながら、新市全体を網羅する情報ネットワーク事業を検討し、行政情報の提供や防災・医療・福祉など多分野での情報提供など、情報サービス事業の充実を図ります。また、携帯電話の普及に伴い利便性を考慮した携帯電話エリア拡大事業等を推進します。

■市民の情報教育事業

情報機器の利活用を推進するため、IT講習会など各年代に応じた情報教育の充実を図ります。

※ IT… P.23 参照

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
高度情報通信基盤整備事業	・情報ネットワーク事業 ・携帯電話エリア拡大事業の推進
情報教育事業	・IT講習会の実施

(4) 防災・防犯・消防・救急・住宅対策の充実

〈主要な施策〉

■防災方針・体制の確立

新市としての地域防災計画の策定やハザードマップ[※]の作成等を早期に実施し、これに基づき初動体制の確立や自主防災組織の育成など、災害に強いまちづくり体制の確立を図ります。

※ ハザードマップ…将来起こり得る火山や河川氾濫による洪水等による自然災害が及ぶ範囲を予測し、住民が自動的にすばやく避難できるよう、地区ごとに避難場所や避難経路を定め、図示したもの。

■防災施設整備事業

防災用資材などの供給拠点となる防災施設の整備を図るとともに避難場所の確保とその周知徹底を図ります。また、災害時の通信体制を確保するため、防災行政無線通信設備の整備充実を図ります。

■消防・救急施設整備事業

常備・非常備消防の組織及び出張所・詰所施設の再編・整備を検討するとともに、防災施設・消防水利施設等の整備充実を図ります。

■河川改修、治山・治水対策の充実

阿武隈川をはじめとする各河川の早期改修や急傾斜地対策事業等について関係機関に要請するとともに、市街地雨水対策の推進を図ります。

■交通安全・防犯対策の推進

歩道の設置など道路安全対策を行うとともに、交通安全団体や防犯団体などの統合・ネットワーク化や育成・支援を行い、市民が安心して生活できるまちづくりに努めます。

■消費者行政の推進

消費者トラブルの解決や未然防止等のため、情報提供・啓発等の消費者教育や専門的相談体制の充実を図ります。

■住宅対策の充実

生活の基本となる住宅対策については、新市としての住宅マスタープランを策定し、良質な住宅や住環境の整備を促進するとともに、優良宅地の提供や、民間と連携した整備手法や維持管理形態の検討を行いながら、老朽化した公営住宅の建替・集約化整備等に努めます。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
防災方針・体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・防災計画の策定・ハザードマップの作成
防災施設整備事業	<ul style="list-style-type: none">・備蓄倉庫等防災施設の整備・防災行政無線の整備
消防・救急施設整備事業	<ul style="list-style-type: none">・常備消防出張所施設の再配置の検討・消防団の再編成と屯所・消防施設の整備・消防水利施設の整備
河川改修事業	<ul style="list-style-type: none">・阿武隈川等河川改修事業の促進・内水対策事業
交通安全・防犯事業	<ul style="list-style-type: none">・道路安全対策事業・交通安全団体、防犯団体等の育成・支援・街路灯・防犯カメラ等の計画的な設置
公営住宅等整備事業	<ul style="list-style-type: none">・公営住宅の建替等整備の推進・優良宅地の提供

2 緑に包まれた自然と共生のまちづくり

(1) 公園・緑地・水辺の整備

〈主要な施策〉

■中核的公園整備

新市の中核的公園であり、市内外から多くの人が訪れる観光・交流の拠点でもある霞ヶ城公園の整備を計画的に行い、県内外に誇れる魅力ある公園づくりを進めます。

■市民憩いの場の整備充実

市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ憩える場、子どもが安心して遊べる場の確保充実を図るため、身近な都市公園や農村公園等の整備充実に努めます。また、安達太良高原・阿武隈川・阿武隈山系といった特色ある自然環境を生かし、水と緑にふれあうことのできる市民憩いの場の整備を進めます。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
中核的公園整備事業	・霞ヶ城公園の整備
市民憩いの場整備事業	・遊歩道の整備 ・日山森林公園の整備 ・既存公園、地区公園の整備充実 ・安達ヶ原公園・安達ヶ原ふるさと村公園の整備充実

(2) 環境保全活動の推進と景観形成

〈主要な施策〉

■自然環境保全事業の推進

恵まれた自然環境を守るため、公害の未然防止対策の充実や河川の汚濁防止の監視体制の強化、関係機関・事業者への指導の強化、さらには都市住民との環境学習交流事業の推進等に努めます。

■エコライフの普及啓発

市民・事業者・行政が一体となって省資源・省エネルギーの視点に立ったエコライフ普及事業の推進やISO14001認証取得活動の推進など、環境に配慮した循環型社会の形成に努めます。

- ※ エコライフ…地球環境を破壊せず、資源のムダ遣いをしない、地球にやさしい生活のあり方、環境にやさしい暮らし
- ※ ISO14001…環境負荷を低減させることをねらいとして、組織の活動を改善していくシステムに関して1996年に制定された国際規格

■市民主導の美化活動、景観づくり活動の推進

豊かな自然景観や、城下町など由緒ある歴史景観等と調和した街並み整備の推進、住民主導の花と緑のまちづくり運動や地域の自然環境を大事に育む地域活動等を支援し、特色あるふるさと景観の形成と地域特性を生かした個性豊かなまちづくり活動の推進に努めます。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
自然環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画、自然環境保全条例の検討 ・公害の未然防止、河川の汚濁防止事業の推進 ・都市住民との環境学習交流の推進
エコライフ普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・エコライフ普及事業の推進 ・ISO14001認証取得事業の推進
景観形成・環境保全地域活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成、街並み整備への支援 ・統一サイン（看板・標識等）整備 ・環境保全地域活動の推進・支援

(3) 上・下水道の整備

〈主要な施策〉

■水道施設の整備推進

安全でおいしい水の安定供給に向けて水源を確保しながら水質管理の徹底、水道施設の計画的な整備や、隣接する系統間相互連携の推進等を検討し、水道事業の効率化及び未普及地域の解消に努めます。

■下水道の整備推進

下水道については、美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、新市としての下水道整備方針を確立し、実施中の下水道事業については推進するとともに適正な維持管理を行います。また、下水道計画区域以外については合併処理浄化槽設置事業を推進します。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
水道施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道拡張事業の推進 ・簡易水道拡張事業の推進 ・水道未普及地域対策事業の推進
下水道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道整備事業の推進 ・公共下水道等への接続推進 ・特定環境保全公共下水道整備事業の推進 ・合併処理浄化槽設置整備事業の推進

(4) 環境衛生とリサイクル対策の充実

〈主要な施策〉

■ごみ・し尿処理事業の推進

ごみ・し尿処理については、安達地方広域行政組合の事業で実施しており、今後とも施設の更新整備については広域事業で進めていますが、新市としては、ソフト面でのクリーンなまちづくりを進めます。特に市民や事業者の協力を得ながら、郵便局と連携を図ったごみの不法投棄の取り締まりの強化や、ごみの分別収集の徹底、自主的なりサイクル運動によるごみの減量化等を推進します。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
ごみ・し尿処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ不法投棄対策事業の推進 ・ごみの減量化（分別収集の徹底、リサイクル運動）の推進 ・公共下水道等への接続推進（再掲） ・合併処理浄化槽設置整備事業の推進（再掲）

3 いきいきすこやか健康福祉のまちづくり

(1) 地域福祉の推進と保健・医療活動の充実

〈主要な施策〉

■地域福祉の推進

福祉事務所を核として各地域における福祉施設との連携・ネットワーク化を図り総合的な福祉サービスの提供を行います。また、社会福祉協議会の統合一体化を支援し、連携を強化するとともに、新市としての地域福祉計画を策定し、ボランティア・NPO 等の多様な福祉団体の育成・支援を行い、地域福祉活動の充実を図るなど、行政と市民等が連携・協働しながら地域福祉の向上を図ります。

■すこやか健康づくり事業の推進

健康づくり推進のための地区組織の育成を図って市民の健康管理意識の高揚と自主的・主体的な健康づくりの促進に努めるとともに、総合的な健康管理情報システムの構築や各保健センターのネットワーク化を図って乳幼児から高齢者までの[※]ライフステージに応じた保健サービスの充実に努めます。

※ ライフステージ……生涯を幼年期、青年期、壮年期、老年期等に分けた場合のそれぞれの段階

■地域医療体制の充実

医療ニーズの高度化・多様化に対応するとともに、救急・休日・夜間の医療サービスの充実をめざして、市内の病院機能の充実推進や不足診療科目の解消について関係機関に要請するなど、地域医療体制の整備充実に努めます。

■福祉タクシー、バス運行事業の充実

福祉タクシーや医療福祉バスなどの運行形態について、公共交通手段の確保という点を含めて全体的な再検討を行い、市民の利便性の確保、充実に努めます。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉計画の策定・社会福祉協議会との連携強化・ボランティア活動やNPO活動など地域福祉活動の育成、支援
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none">・各種検診、健康相談事業の充実・総合的な健康管理情報システム構築・健康づくり推進地区組織の育成、支援・保健センターの長寿命化修繕

地域医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域診療体制（地域診療所）の確保 ・市内病院機能の充実推進
福祉タクシー、バス運行事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バス・タクシーの運行（再掲） ・コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行（再掲）

※ NPO 活動…… P.24 参照

（2）高齢者福祉の推進

〈主要な施策〉

■高齢者福祉基本方針の確立

新市としての高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、増大かつ多様化するニーズに即した高齢者福祉サービスの基本方針を確立します。

■在宅福祉サービスの充実

基幹型と地域型の在宅介護支援センターのネットワーク再編成・再整備を図るとともに、社会福祉協議会や民間事業者と連携を図りながら介護保険サービス・在宅福祉サービスを充実します。

■介護予防対策・生きがい対策の充実

介護予防・支援サービスや保健サービスの充実に努めるとともに、元気老人に対する生きがい活動支援やシルバー人材センターの活動への支援の充実等、高齢者の活躍の場を拡充することにより、シルバーパワー^{*}の活用を促します。

※ シルバーパワー……まだまだ元気な老人が持つ、社会に役立つような能力や知識。

■高齢者保健福祉施設の整備充実

特別養護老人ホームや老人保健施設等の高齢者保健福祉施設については、関係機関との連携により計画的に整備充実に努めます。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
高齢者福祉基本方針の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画の策定 ・介護保険事業計画の策定
高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センターの整備充実 ・在宅福祉サービスの充実 ・介護保険サービス事業の充実 ・温泉保養健康増進事業
高齢者生きがい対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、支援サービス事業の充実 ・シルバー人材センターの活用、支援

(3) 児童福祉・子育て支援対策の推進

〈主要な施策〉

■子育て支援基本方針の確立

新市としての次世代育成支援計画を策定し、安心して子供を産み育てる環境づくり施策・事業の基本方針を確立します。

■多様な保育サービスの推進

多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育等保育形態の検討や、保育所・認定こども園・幼稚園の適正な配置による保育サービスの充実に努めます。

■総合的な子育て支援サービスの推進

子育て支援サービスや学童保育の充実、ファミリーサポートネットワーク体制などのボランティア活動の育成、支援に加え、母子保健活動の充実や子育てに関わる学習機会の拡充、情報提供・相談体制の充実等、総合的な子育て支援の強化に取り組みます。

※ ファミリーサポート

ネットワーク体制……子育てや高齢者介護の在宅支援などといった住民福祉を支援するネットワーク。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・老朽保育所の改築整備・延長保育、一時保育など保育形態の充実・認定こども園整備
子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援センター機能の整備充実・学童保育事業の整備充実・ファミリーサポートセンター体制の整備・第2子以降の保育料の無料化（施設型・地域型保育給付を受ける施設に限る。）・地域の子育て拠点としての施設整備

(4) 障害者福祉の推進

〈主要な施策〉

■障害者福祉サービスの充実

新市としての障害者計画を策定し、これをもとに保健・医療・福祉との連携を深めた体制整備を進め、障害者のための専門的な相談指導活動の充実を図ります。また、デイサービス、ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの充実を推進します。

■障害者の社会参加への支援

障害者が住み慣れた地域のなかで、ノーマライゼーション[※]の理念に基づいた生活と社会参加の促進を支援します。

※ ノーマライゼーション……体の不自由な人も、困難な生活を強いられている人も、健常者と同じように生活の安定や、最低限度の生活を保障され、通常の社会生活を享受できるようにするという理念。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
障害者福祉サービスの充実	・在宅福祉サービスの充実
障害者の社会参加支援	・精神、知的障害者グループホームの整備 ・障害者福祉施設の整備 ・知的障害者のための小規模作業所の整備充実

4 個性豊かな人と文化を育むまちづくり

(1) 生涯学習、文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動の充実

〈主要な施策〉

■生涯学習サービスの充実

多様化する住民の学習ニーズに応えるため、公民館など各地域における生涯学習拠点としての施設の機能の充実やネットワーク化を図るとともに、学習プログラムの拡充や学習情報の提供などを行い、より質の高い生涯学習活動を推進します。

■文化交流事業の充実

地域における文化芸術活動を支援するとともに、文化センター機能の充実を図り、市民参加型の自主的文化事業の展開と文化交流事業等を進めることにより、地域に誇れる文化イベント・文化風土の創出に努めます。

■スポーツ・レクリエーション活動の充実

スポーツ・レクリエーション活動に親しむ団体や総合型地域スポーツクラブ[※]の育成に努め、地域におけるより活発な活動を支援します。

また、地域・家庭・職場等のあらゆる場で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう既存施設の機能充実、長寿命化修繕とあわせ施設整備に努めるとともに、各施設のネットワーク化により、利用者の視点に立った管理運営体制の確立を図ります。

■児童・青少年の健全育成

これから地域を担っていく児童・青少年の健全育成について、家庭教育を大切にするとともに、行政と地域が連携しながら地域全体で支えあう体制づくり、環境づくりを図ります。

※ 総合型地域スポーツクラブ…いつでも・どこでも・だれでも継続的にスポーツに親しめる環境づくりを目指す、地域に根ざした非営利組織で自主運営型・複合型スポーツクラブのこと

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
生涯学習サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・生涯学習プログラムの充実・生涯学習施設の機能充実・図書館ネットワークの整備

文化交流推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術事業の充実 ・市民文化祭の開催 ・文化センター機能の整備充実
スポーツ・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体・総合型地域スポーツクラブの育成、支援 ・市民体育祭の開催 ・スポーツ施設の整備充実、長寿命化修繕 ・施設間ネットワークの整備

(2) 学校教育の充実

〈主要な施策〉

■地域に根ざした学校教育等の推進

地域・学校の実態を生かした創意ある教育課程の編成とその充実等により、地域に根ざした教育の推進に努めます。

■学校施設の計画的な整備と通学区等の検討

施設面では、老朽化している校舎及び体育館等について計画的に改修等を行って行きます。また、新市としての給食センターの統合整備や通学区及び学校施設の適正配置について検討します。

■家庭・学校・地域社会が一体となった学校運営の推進

※ 学校運営協議会や学校評議員制度の有効活用と生涯学習拠点としての学校の地域開放の促進等により家庭・学校・地域社会が一体となった開かれた学校運営に努めます。

※ 学校運営協議会

- ・学校評議員制度…保護者や地域の方々の意見を広く聞き、学校が家庭や地域と連携し、特色のある教育活動を行うための制度

■高等学校や高等教育機会の充実促進

若者の地域への定着と教育レベルの向上を図るため、既存の県立高等学校教育の充実強化を強く要請していきます。また、短大・専門学校・大学の誘致や大学等就学支援の充実など、地域の高等教育機会の拡充強化を図る取り組みを進めます。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
教育環境の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽小・中学校施設の改築・整備 ・東和統合小学校の建設 ・情報教育機器の整備充実 ・学校給食の充実 ・給食センターの統合整備 ・幼稚園教育の充実
就学支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離通学支援事業の推進 ・高等学校等進学者奨学金給与事業の推進 ・大学等就学資金利子補給事業の推進

5 歴史・伝統と地域の資源を生かした観光・交流のまちづくり

(1) 歴史遺産や文化財の保存・活用

〈主要な施策〉

■歴史遺産や文化財の保存・活用

史跡旧二本松藩戒石銘碑、石井の七福神と田植踊、上川崎和紙、杉沢の大杉、木幡の幡祭りなど新市には多くの文化財、伝統工芸、伝統芸能等があります。

今後ともこれら歴史遺産の適切な保存・伝承・活用に努めるとともに、県と連携を図りながら二本松城跡など埋蔵文化財の計画的な調査と整備・活用を図ります。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
歴史遺産や文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none">・二本松城址総合整備事業の推進・歴史資料館機能の整備充実・文化財保護団体等の育成、支援

(2) 国際交流・地域間交流活動の推進

〈主要な施策〉

■国際交流等の推進

国際友好都市との交流事業を推進するとともに、独立行政法人国際協力機構二本松青年海外協力隊訓練所と連携しての事業実施や、にほんまつ地球市民の会などの市民団体の支援を行い、国際感覚豊かな市民の育成に努めます。

■地域間交流の推進

これまで進めてきた国内各都市との交流事業などを引き続き推進するとともに、グリーンツーリズム[※]や各種イベントを通じての交流を取り入れるなど、国内各地域との交流の一層の推進に努めます。

※ グリーンツーリズム……緑豊かな農山漁村において、農山漁村体験をはじめ、そこにある自然、文化、人々との交流と新たな発見を楽しむ余暇活動

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
国際友好都市交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民の翼」等海外派遣事業の実施 ・体験入隊など青年海外協力隊訓練所と連携しての事業実施 ・にほんまつ地球市民の会など市民団体の育成、支援
地域間交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国内各地域との交流事業の推進 ・廃校等跡地活用による交流施設の整備 ・グリーンツーリズムやイベントなどによる交流事業の実施

(3) 観光・交流の推進

〈主要な施策〉

■新市としての観光振興方針の確立と主要観光施設のネットワーク整備

新市における全体的な観光コンセプト^{*}と整備方針を確立し、これに基づき各観光拠点施設の充実やネットワーク整備等を進めるとともに観光拠点地域としてのイメージを確立し、国内外からの観光交流客を中心に大幅な入込増加をめざします。

* コンセプト… P.24 参照

■地域ぐるみの観光推進体制の確立と集客活動の展開

新市の観光協会体制を強化し、各種まつりなどの観光イベントの充実と、新イベントの創出や地域ぐるみの観光PR活動・集客活動の促進を図ります。

■観光と連携した地域産業の振興対策の推進

商工会議所・商工会やJA、事業者等と連携した特産品の開発や道の駅などを積極的に活用した直販体制の充実を図り、農林業、商業などの地域産業の活性化に努めます。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
観光振興体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会体制の強化 ・菊人形、さくら祭り等観光イベントの充実 ・観光ボランティアの育成など地域ぐるみでの観光PRの強化 ・外国人誘客インバウンド対策の推進

観光交流拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none">・霞ヶ城公園整備事業（再掲）・スカイピアあだたらの整備充実・日山キャンプ場の整備充実・農村交流施設名目津の湯施設の整備・ウッティハウスとうわの整備充実・道の駅等の整備充実・施設管理運営体制の強化・観光・交流拠点施設ネットワークの整備
------------	---

6 多彩で活力ある産業の育つまちづくり

(1) 農林業の振興

〈主要な施策〉

■農業生産基盤等の整備促進

中山間地域総合整備事業等を活用し、農業生産基盤と生活環境基盤の総合整備を進めるとともに、後継者など多様な担い手の育成により協業組織や共同作業体制の確立等に努めます。

■特色ある高付加価値農業の推進

食の安全性への要求が高まる中で、循環型農業の推進など消費者のニーズに即した特色ある高付加価値農業の確立、生産から出荷に至る安全管理・監視システムの確立、遊休桑園の利活用による特産作物づくり等を支援します。

■地産地消体制の充実

道の駅等を生かした直販体制の活用や地域ぐるみでの地産地消[※]の推進など地元農産物の販売強化が図られるよう努めます。

※ 地産地消…P.25 参照

■畜産のブランド化の推進

畜産では、県内有数の搾乳量を誇る酪農の振興、市場でも高い評価を受けている肉用牛の一層のブランド化などを推進します。

※ ブランド化…P.25 参照

■林業経営基盤の強化

林業については、計画的な植林・育林や林道等の整備を推進し、森林が持つ災害防止等の公益的機能の保持に努めるとともに、森林資源の活用による特産品開発や観光・交流の場としての活用にも積極的に取り組み、林業経営基盤の強化を図ります。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
農業生産基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域総合整備事業の促進 ・農道、用排水路、農業用施設の整備 ・農地保全、地域活動の推進、支援 ・認定農業者等担い手の育成、支援
特色ある農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型農業の推進 ・エコファーマー[*]の育成、支援 ・道の駅等直販施設の整備充実 ・農産物、畜産物のブランド化の推進
林業基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・林道整備事業 ・森林資源の保全・活用

※ エコファーマー…①たい肥等施用技術 ②化学肥料低減技術 ③化学農薬低減技術
この3つの技術を一体的に行い、環境にやさしい農業を実践する「導入計画」を策定し、当該計画を知事に認定された農業者

(2) 商工業の振興

〈主要な施策〉

■商業の振興

商工会議所や商工会、地元商店街と連携を取りながら、商店街の環境整備や空き店舗の活用支援、後継者対策等の施策を展開するとともに、地域商品券発行の検討などによる住民の地域内商店利用を促進し、商業の再生・活性化に繋がる施策の展開に努めます。

■企業誘致の促進

工業については、既存の工業団地の役割、機能を再構築するとともに、企業が進出しやすい環境の整備を図りながら、それぞれの特色を活かした積極的な企業誘致活動を進めます。

また、新規工業団地の造成についても推進します。

■企業経営の健全化支援と起業支援の充実

企業間の連携や異業種交流の促進、起業機会の拡大に資する基盤整備の取り組みを積極的に展開し、経営の健全化やベンチャー企業^{*}の育成など、多面的な民間活力を活かした産業構造の改革と雇用機会の拡大に向けて、商工会等と十分に協議・協調して積極的な取り組みを展開します。

※ ベンチャー企業…優れた事業アイディアや技術で、独創的な製品やサービスを開発する比較的小規模な企業

〈主要事業〉

事業名	事業概要
商店街環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進事業（再掲） ・商工会議所・商工会と連携した商店街の育成、支援 ・産業祭などイベントの実施
企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・優良企業の積極的な誘致活動の展開 ・誘致企業への企業立地資金融資制度等の充実 ・工業団地造成事業
企業経営支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資金融資制度など支援制度の充実

(3) 雇用対策の充実

〈主要な施策〉

■地域に即した雇用の場の拡充

シルバー人材センター事業やNPO^{*}事業等への支援の充実を図って、地域に密着した雇用の場の拡充を図るとともに、優良企業の積極的な誘致により市民の働く場の確保・拡充に努めます。

* NPO…P.24 参照

■就労支援の充実

既存企業やハローワークとの連携強化等を図って雇用情報の提供や職業訓練機会の拡充など就労支援活動の充実に努めます。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
雇用の場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの活用、支援（再掲） ・NPO事業の育成、支援 ・優良企業の積極的な誘致活動の展開（再掲）
就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用情報提供事業の充実 ・職業訓練支援の充実

7 参画と協働のまちづくり

(1) コミュニティ活動・NPO活動の推進

〈主要な施策〉

■コミュニティ活動に対する支援の充実

市民の自治意識とコミュニティ意識の変化等を踏まえ、新しい住民自治のあり方について検討するとともに、市民主導のコミュニティ活動に対する支援の充実等を図って、コミュニティ活動の活性化を促します。

※ コミュニティ…P.25 参照

■ボランティア団体・NPO団体への支援の充実

ボランティア意識の啓蒙活動などを行い、各分野における市民主導のボランティア活動やNPO活動を育成、支援し市民が共に支えあうまちづくりの促進に努めます。

※ NPO…P.24 参照

■活動拠点施設整備への支援

集会施設やコミュニティセンターなど活動拠点施設の改修・整備への支援を行うとともに地域住民にとってより利用しやすい施設運営の工夫を促し、コミュニティ活動の拠点機能の向上を図ります。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
地域活動活性化への支援	・地域団体やボランティア団体、NPO団体等の育成と、支援
地域集会施設整備費事業	・行政区の集会施設の改修、整備への支援

(2) 人権の尊重

〈主要な施策〉

■人権問題に対する啓発活動の推進

平和で差別のない人権尊重の社会を築くため、市民と行政が一体となって、家庭・学校・地域・職場のあらゆる生活の場において、人権問題に対する正しい理解

と認識を深める教育・啓発活動の充実に努めることにより、人権意識の高揚に努めます。

■人権相談体制等の充実

専門的な人権相談体制の強化や相談者の一時避難受け入れ体制の確立を図ります。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
人権問題啓発・相談の充実	・人権問題に対する教育、啓発活動の推進 ・人権問題相談体制の充実

(3) 男女共同参画社会の確立

〈主要な施策〉

■男女平等意識の普及啓発活動等の推進

女性が社会のあらゆる分野へ参加し、多様な活動を通じてその能力を発揮できるよう、男女平等意識の普及活動の強化、また、女性団体への活動支援や相談体制の確立、行政の各種審議会や地域団体の役員等への女性の参加の促進を図ります。

■女性の社会参画を可能にする環境づくりの推進

女性の労働環境の整備、社会活動に参加しやすい環境づくりや健康対策、福祉の向上に努めることにより、男女共同参画社会の確立を促進します。

〈主要事業〉

事業名	事業概要
男女共同参画啓発事業	・男女共同参画プランの策定 ・啓発セミナー、女性リーダー育成セミナー等の実施 ・女性の社会参画への環境整備

(4) 行財政運営の効率化と情報公開の推進

〈主要な施策〉

■地域住民の参画と協働による行政体制の確立

市民が主役となる地方自治を推進するため、各種事業への地域住民の積極的な参加を促すとともに、地域やボランティア団体、NPO団体等と連携しての住民サー

ビスの提供を推進します。

※ NPO…P.24 参照

■市民の声が届きやすい行政組織・体制の確立

新市の本庁舎・支所・住民センター等の再配置や役割の再編を行い、地域に密着した行政組織を確立します。

また、情報公開体制・制度の再構築、広報紙の発行や計画的な住民懇談会の開催等による広報・広聴体制の一層の充実を推進することにより、行政と市民の間での情報の共有化に努め、市民の声が届きやすい行政システムづくりに努めます。

■行財政運営の効率化

職員の資質の向上を図るとともに、徹底した行財政改革の推進や市民の参画による事業評価制度の導入、業務の民間委託化などにより行財政運営の一層の効率化を推進し、行財政基盤の強化を図ります。

〈主要事業〉

事 業 名	事 業 概 要
地域住民の参画、協働体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・施策立案から事業評価過程への地域住民の参画・地域団体やボランティア団体、NPO団体等の育成（再掲）・地域団体、ボランティア団体等への行政サービスの一部委託化
行政組織、体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・行政情報システムの統合などによる電子自治体の構築・本庁・支所・住民センター等の整備充実、長寿命化修繕・情報公開体制の充実・広報紙、行政ホームページの充実・住民懇談会の開催
行財政運営の効率化	<ul style="list-style-type: none">・徹底した行財政改革の推進・事業評価制度の導入・業務の一部民間委託化の推進

8 重点プロジェクトの推進

(1) 活力ある産業・観光交流のまちづくり

新市の観光・交流拠点を積極的に活用し、地域の経済や産業の活性化、文化の交流に結び付ける施策を進め、市内はもとより県内外から多くの人が行き交う「活力ある産業・観光交流のまちづくり」を重点的に展開します。

◎活力ある産業を支え、多彩な交流を促進する道路ネットワークを確立します。

単位：百万円

プロジェクト事業	事業概要	15年間 概算事業費
道路ネットワーク の整備	・主要市道整備事業 ・都市計画道路整備事業 ・一般市道・生活道路整備事業	7, 560

◎賑わいと活力あるまちづくりを推進します。

単位：百万円

プロジェクト事業	事業概要	15年間 概算事業費
中心市街地の整備・ 地域地区拠点の整備	・二本松駅周辺（駅前広場・駅南）整備事業 ・安達駅東・西地区整備事業 ・杉田駅周辺整備事業 ・周辺地域地区拠点整備事業 (庁舎空き室利活用含む) ・住環境の整備 ・宅地造成事業 ・まちづくり推進事業	10, 130

◎地域特性を生かした特色ある産業を振興し、市民所得の向上と雇用の確保を図ります。

単位：百万円

プロジェクト事業	事 業 概 要	15年間 概算事業費
産業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農林道整備事業 ・農業用排水路整備事業 ・認定農業者等担い手の育成・支援 ・循環型農業の推進 ・農畜産物のブランド化の推進 ・道の駅等直販施設整備事業 ・地場産業の育成 ・企業誘致促進事業（工業団地造成含む） 	3, 540

◎人、自然、歴史、文化を生かした地域間交流を促進し、観光立市を目指します。

単位：百万円

プロジェクト事業	事 業 概 要	15年間 概算事業費
観光拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安達太良、阿武隈観光資源の充実 ・霞ヶ城公園整備事業 ・農村交流名目津の湯整備事業 ・ふれあい交流施設整備事業 	3, 850

(2) 人を育てるすこやかまちづくり

新市は、住民ニーズである保健・福祉施策の充実や、少子化への対応、子育て世代の定住化の促進など、全ての年代の住民が健康ですこやかに暮らせるまちづくりを重点的に進めます。

◎次代を担う子供達の健全育成を図ります。

単位：百万円

プロジェクト事業	事 業 概 要	15年間 概算事業費
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所整備事業（二本松・東和地区） ・子育て支援サービスの充実 ・保育サービスの充実 ・認定こども園整備事業 	4, 800

教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・東和統合小学校建設事業 ・学校施設整備事業 ・学校教育の充実と就学支援 	8, 210
---------	--	--------

◎すこやかで、いきいきとした市民の暮らしを支えます。

単位：百万円

プロジェクト事業	事 業 概 要	15年間 概算事業費
保健・福祉施策の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・各種検診サービスの充実 ・温泉保養健康増進事業 ・福祉タクシー、医療福祉バスの運行 ・障害者福祉施設整備事業 	3, 790
社会教育・スポーツ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プール整備事業 ・庭球場整備事業 ・岩代公民館改築整備事業 ・芝生広場整備事業 ・公民館宿泊施設整備事業 ・公民館施設改修事業 	3, 160
上水道・簡易水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道拡張事業 (二本松・安達地区) ・簡易水道拡張事業 (岩代・東和地区) 	7, 700

◎水と緑の美しい自然環境を守り育てます。

単位：百万円

プロジェクト事業	事 業 概 要	15年間 概算事業費
環境衛生対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備事業 ・合併処理浄化槽設置事業 ・資源回収団体への支援 	18, 190

(3) みんなで築く協働と自立のまちづくり

新市は、地方分権の推進に対応する自立のまちづくりを一層進めるため、これまでの住民参画の取り組みをさらに発展させ、市民が主体となったコミュニティ活動やボランティア活動・NPO[※]活動の育成や支援するとともに、より一層の行財政改革を図り、協働と自立のまちづくりを推進します。

※ NPO…P.24 参照

◎情報公開と市民の参画を図り、市民に開かれた市政を推進します。

単位：百万円

プロジェクト事業	事 業 概 要	15年間 概算事業費
市民参加の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開体制、広報広聴活動の充実 ・計画的な地域懇談会の開催 ・計画、実施、事業評価段階への市民参画システムの整備 	180

◎地域の個性や伝統に根付く自治活動を支援し、市民との協働による地域自治の実現を推進します。

単位：百万円

プロジェクト事業	事 業 概 要	15年間 概算事業費
協働体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・行政区との連携 ・各種団体の活動支援 ・ボランティア活動の支援 ・地域自治活動、各種イベントの支援 	980

◎社会の変化や多様な行政需要に対応する行政経営を推進します。

単位：百万円

プロジェクト事業	事 業 概 要	15年間 概算事業費
自立できる行財政の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革の推進 ・職員の資質向上 ・民間活力の導入 	

第6章 県事業の推進

1. 福島県の役割
2. 新市における福島県の事業

1 福島県の役割

二本松市・安達町・岩代町・東和町の合併による新市の建設を総合的かつ効果的に推進していく上で、福島県の役割は重要です。

福島県は、平成12年度に策定した「福島県新長期総合計画『うつくしま21』」※の地域構想において、新市が属する県北地域を「自然の恵みと都市の魅力が調和した学術研究文化交流都市」と位置づけ、基本的発展方向を

- ◎ 知的創造拠点地域の形成
- ◎ 豊かな自然と都市機能が調和した快適な生活空間の形成
- ◎ 産業振興と高度な産業構造の形成
- ◎ 連携・交流の可能性の高まりをふんだんに広域交流圏の形成

とし、「ひと・くらし・産業・環境・基盤」の各分野において振興施策を推進することとしております。

また、二本松・東北達地方は、県北地域の南部に位置し、県中・県南地域との「中通り軸産業国際交流ゾーン」を形成する上でも重要な役割を担っている地域であります。

さらに、平成15年1月に策定した「福島県市町村合併支援プラン」において、合併市町村の自主的・主体的な検討の結果、合併することとした市町村の新たなまちづくりなどを支援することとしております。

以上のことから、福島県は、新市の一體性を高め、均衡ある発展を図るための事業を支援・推進するものとし、幹線道路の整備、農業をはじめとする産業の振興、河川改良などの基盤整備等に新市と連携・協力しながら取り組んでいきます。

※ 「福島県新長期総合計画『うつくしま21』」

「福島県新長期総合計画『うつくしま21』」は、平成12年度に策定された福島県長期総合計画であり、現行計画は、「ふくしま新生プラン」として平成24年度に策定されたものである。

2 新市における福島県の事業

福島県は、「福島県新長期総合計画（うつくしま21）」の地域別構想（県北地域）に位置付けた主要な施策を、新市まちづくりの基本目標及び基本施策ごとに、新市と連携・協力して推進します。

■ 「安心・安全・快適なまちづくり」の推進

魅力ある商店街の再生を進めるためにも、街路の整備等都市計画事業を支援し、快適で利便性の高い中心市街地の形成を図るとともに、東西に長い新市の道路ネットワークの骨格となる国道459号等国県道の整備を図り、機能補完・相互連携による自然と都市的利便性が調和した、双方向の快適な生活圏づくりを進めます。

また、市民の安心・安全の確保をするため、河川の改修や治山・治水対策及び急傾斜地崩壊危険箇所などの土砂災害危険箇所での砂防施設整備等を推進します。

■ 「縁に包まれた自然と共生のまちづくり」の推進

新市の水環境を保全することは、住民の生活環境を保全するとともに、阿武隈川下流域の住民の生活環境を保全するためにも重要です。広域的な循環型社会の確立を図るため、阿武隈川上流流域下水道事業（二本松処理区）を推進します。

また、農村部の生活環境の整備を図るため、上下水道の整備を支援します。

■ 「個性豊かな人と文化を育むまちづくり」の推進

伝統芸能の伝承など、地域が行う文化振興・交流の取り組みを支援します。

また、将来を担う子供たちの教育レベルの向上と地域への定着を図るため、新市内の高等学校における教育の充実を図ります。

■ 「歴史・伝統と地域の資源を生かした観光・交流のまちづくり」の推進

観光産業の新たな展開を図るため、地域が行う総合的観光振興プランの策定や、体験型交流ルートの整備等広域的な視点から新市と連携して観光・交流のまちづくりを支援します。

■ 「多彩で活力ある産業の育つまちづくり」の推進

食の安全性への要求が高まる中で、消費者ニーズに即した果樹、野菜、花き、水稻、畜産等、農産物のブランド化・産地づくりを推進し、生産性の高い都市近郊型農業の振興を支援します。

また、中山間地域においては、豊かな草地資源などを生かした畜産等、地域特性を生かした農畜産物の振興を支援します。

さらに、広域農道をはじめとする、生産性向上に必要な農業生産基盤の整備や農村の環境整備を推進します。

■ 「参画と協働のまちづくり」の推進

福島県男女共生センターの活用を図り、新市と連携して男女共同参画社会に向けた活動支援や人材育成を進めます。

第7章 公共施設の統合整備

1. 統合整備の基本的考え方

1 統合整備の基本的考え方

新市の総面積は 344.42 km²と広大な行政区域を有し、新市内に立地する公共施設が必ずしも重複しているとは限りませんが、住民の生活行動が広範化している状況や住民サービスの一層の高度化を求める動向等から効率的な公共施設の活用や整備を検討する必要があります。一方、公共施設は住民の生活に大きな影響を及ぼすことから、統合整備すべきか、現状通りとすべきか等については、住民の利便性やニーズ等も考慮しつつ、慎重に検討する必要があります。

統合整備の検討にあたり基本的には、これまで各市町が進めてきた基本方向を尊重しつつ、合併後において住民生活に急激な変化を及ぼさないよう充分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮するものとし、整備等にあたっては、民間資金の導入等民間活力を生かした整備・運営方法なども検討するなど、効率的な整備に努めます。

なお、現在進められている東和町の小学校統合計画については新市に引継ぎ推進するものとし、それ以外の小・中学校や保育所、幼稚園などの育児・教育施設をはじめ、福祉・文化スポーツのための各種公共施設については現況のとおり新市に引継ぎ、管理については民間の能力やノウハウを幅広く活用するなど効率的な運営に努めます。

また、庁舎については二本松市役所を本庁とし、安達町、岩代町、東和町の各役場庁舎を支所として住民サービスの低下を招かないよう住民本位の考え方方に立ち必要な機能の整備を図るとともに、二本松市の6つの住民センター、安達町の3つの出張所、岩代町の2つの支所、東和町の3つの住民センターについては、それぞれ新市の住民センターとして位置付け、各種届出や諸証明等の住民サービス業務が行える機能を持たせるよう整備します。

第8章 財政計画（普通会計）

1. 基本的考え方と推計条件
2. 財政計画（普通会計）

1 基本的考え方と推計条件

財政計画は、平成18年から平成32年度までの15年間の財政運営の基本的な指針として、現状や過去の実績を基本に、今後の人口の推移等を考慮し普通会計ベースで作成しています。

作成にあたっては、地方分権の一環として国が進めてきた三位一体の改革（地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の削減）などにより、今後の地方財政がより一層厳しい状況になる中において、経常経費の削減など徹底した行財政改革により健全な財政運営を行っていくことを前提に、合併協議の結果に基づく調整内容や合併に伴う経費の節減、各種財政支援を見込んでいます。

歳入、歳出を見込むにあたっての主な条件については次のとおりです。

(1) 歳 入

① 地方税

今後の経済見通しを踏まえ、現行税制度及び今後実施が予定されている税制改正を基本として、人口の推移を考慮し見込んでいます。

② 地方交付税

現行の地方交付税制度を基本に、国における地方交付税の財源不足解消のため、市町村に交付される地方交付税が合併後10年後から段階的に削減されることを前提に見込んでいます。

普通交付税については、算定の特例（合併算定替）により算定し、新市建設計画事業に係る合併特例債の元利償還金に対する交付税措置分や合併後の臨時の経費に対する交付税措置分を見込んでいます。

また、特別交付税についても、普通交付税と同様に合併に伴う交付税措置分を見込んでいます。

③ 国庫支出金、県支出金

現状の額を基本に、新市建設計画事業に係る財源や合併に伴う国・県からの財政支援分を見込んでいます。

④ 地方債

新市建設計画事業などに伴う通常地方債や過疎債、合併特例債を見込んでいます。

⑤ その他

地方譲与税・交付金、分担金及び負担金、財産収入、諸収入については、現状の額を基本に見込んでいます。

使用料及び手数料については、現状の額を基本に合併協議に基づく調整内容を考慮し見込んでいます。

また、繰入金については、年度間のバランスを考慮し所要額を見込んでいます。

(2) 歳 出

① 人件費

合併後退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減、合併による特別職や議会議員数等の減少を見込んでおり、その後の採用計画に基づき計上しています。

② 物件費

現状の額を基本に、合併による臨時の経費分や合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。

また、行財政改革による経費の削減を見込んでいます。

③ 扶助費

現状の額を基本に、社会保障費の伸びを考慮し見込んでいます。

④ 補助費等

広域行政組合に対する負担金や合併協議に基づく調整内容を考慮し見込んでいます。

⑤ 公債費

合併までに借り入れた地方債の償還予定額と、合併後の新市建設計画事業などに伴う地方債や合併特例債の償還額見込額を見込んでいます。

⑥ 普通建設事業費

新市建設計画事業などに伴う事業について、健全な財政運営を行うことができる範囲内で事業費を見込んでいます。

⑦ 繰出金

国民健康保険、老人保健、介護保険、水道、下水道など他会計への繰出金を見込んでいます。

⑧ その他

維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金については、現状の額等を基本として見込んでいます。

2 財政計画（普通会計）

(1) 歳 入

(単位:百万円)

区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
地方税	5,536	5,595	5,587	5,579	5,571	5,562	5,566	5,547	5,529	5,511
地方譲与税	728	727	727	726	726	725	724	723	723	722
利子割交付金	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
配当割・株式等譲渡所得割交付金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
地方消費税交付金	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579
ゴルフ場利用税交付金	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
自動車取得税交付金	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213
地方特例交付金	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
地方交付税	10,006	9,710	9,554	9,308	9,223	8,853	8,754	8,671	8,588	8,506
交通安全対策特別交付金	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
分担金及び負担金	152	152	152	152	152	152	152	152	152	152
使用料及び手数料	505	505	515	516	517	516	515	514	513	513
国庫支出金	2,134	2,127	2,120	1,953	1,946	1,939	1,932	1,925	1,918	1,910
県支出金	913	909	905	901	897	813	808	804	800	795
財産収入	82	82	83	83	83	83	83	83	83	83
繰入金	317	529	232	171	146	146	145	144	144	144
諸収入	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
地方債	1,854	1,854	1,854	1,854	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
歳入合計	24,513	24,477	24,014	23,529	23,100	22,628	22,519	22,404	22,289	22,175

※ 千円単位の積算を百万円未満四捨五入したため、合計数値が異なる場合がある。

(1) 歳 入 (つづき)

(単位：百万円)

区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地方税	5,991	6,018	5,960	5,974	5,990
地方譲与税	418	418	418	418	418
利子割交付金	10	10	10	10	10
配当割・株式等譲渡所得割交付金	12	12	12	12	12
地方消費税交付金	797	797	972	972	972
ゴルフ場利用税交付金	6	6	6	6	6
自動車取得税交付金	53	0	0	0	0
地方特例交付金	17	17	17	17	17
地方交付税	9,793	9,617	9,482	9,372	9,247
交通安全対策特別交付金	10	10	10	10	10
分担金及び負担金	165	165	165	165	165
使用料及び手数料	323	325	325	325	325
国庫支出金	3,340	3,350	3,329	3,603	3,361
県支出金	13,081	4,931	3,849	4,519	3,837
財産収入	80	79	79	79	78
繰入金	1,036	977	923	790	845
諸収入	1,020	1,020	1,021	1,021	1,021
地方債	2,378	3,151	3,549	3,004	3,768
歳入合計	38,530	30,903	30,127	30,297	30,082

(2) 歳 出

(単位:百万円)

区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
人件費	5,272	5,147	4,938	4,814	4,635	4,344	4,212	4,064	3,979	3,823
物件費	3,736	3,607	3,524	3,236	3,189	3,063	3,017	2,973	2,928	2,885
維持補修費	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153
扶助費	1,863	1,854	1,845	1,836	1,828	1,821	1,814	1,807	1,800	1,793
補助費等	4,002	4,183	4,029	4,063	4,021	4,026	4,018	4,007	3,938	3,856
公債費	3,064	3,099	3,081	3,014	2,878	2,812	2,734	2,684	2,731	2,746
積立金	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
投資及び出資・貸付金	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101
繰出金	1,703	1,728	1,746	1,735	1,713	1,730	1,720	1,718	1,699	1,688
普通建設事業費	3,469	3,453	3,446	3,425	3,431	3,426	3,600	3,745	3,809	3,979
歳出合計	24,513	24,477	24,014	23,529	23,100	22,628	22,519	22,404	22,289	22,175

※ 千円単位の積算を百万円未満四捨五入したため、合計数値が異なる場合がある。

(2) 歳出 (つづき)

(単位：百万円)

区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人件費	4,195	4,209	4,172	4,145	4,169
物件費	15,953	8,268	7,183	7,795	7,086
維持補修費	588	619	509	408	402
扶助費	2,749	2,757	2,767	2,777	2,788
補助費等	4,810	4,781	4,651	4,572	4,495
公債費	3,279	3,332	3,453	3,480	3,459
積立金	58	30	29	29	128
投資及び出資・貸付金	879	875	868	867	868
繰出金	2,487	2,611	2,614	2,617	2,620
普通建設事業費	3,532	3,421	3,881	3,607	4,067
歳出合計	38,530	30,903	30,127	30,297	30,082

**二本松・東北達地方
新 市 建 設 計 画**

(二本松市・安達町・岩代町・東和町)

発行日 平成17年2月
発 行 二本松・東北達地方合併協議会
〒964-8601
福島県二本松市金色403-1
TEL0243-62-0310